



2023 年度（令和 5 年度）

政策要望

経済安全保障と DX 推進の両立を目指して
～地方と産業を活性化させるデジタル政策～

第 1 弾（1 月 6 日公表）更新版

2023 年 5 月

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

はじめに

2021年9月にデジタル社会形成の司令塔としてデジタル庁が発足し、1年以上が経過した。その間、同庁のなかには、DX（デジタルトランスフォーメーション）・規制改革・行政改革といった構造改革を一括して取り組む「デジタル臨時行政調査会」が立ち上がり、内閣官房のなかには、地方のデジタル実装を進め都市との差を縮めていくための「デジタル田園都市国家構想実現会議」が発足する等、我が国のデジタル政策は着実に進められつつある。2022年6月には、『デジタル原則に照らした見直しプラン』、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』、『デジタル田園都市国家構想基本方針』等が相次いで閣議決定され、クオリティクラウド構想やシステム構築における新たな調達の在り方等、今後のデジタル政策における国家の方針や基本的施策が示された。

一方で、自治体システムの標準化、データ利活用とプライバシー保護、サイバーセキュリティの強化等、個別の重要施策において難しい課題にも直面している。地方公共団体情報システムの標準化については、基本指針が示され、2025年度末までという期限も確定したが、1,700に及ぶ自治体の独自システムの仕様を統一し、共通のクラウド基盤へとシフトしていくのは大きな困難を伴う道りである。DXの要とも言えるデータ利活用においても、透明性を担保しながら個人最適化したサービスを発展させるための整備は未だ発展途上である。さらに、DXの進展に伴いサイバー攻撃のリスクは増すばかりだが、特に中小企業やサプライチェーンにおいて、セキュリティ強化のための人材や予算の不足は深刻な課題となっている。

しかし、デジタル庁が掲げる「誰一人取り残されない、人に優しい」社会実現のため、そして今後も続くコロナ禍等有事への対応のためにも、デジタル政策の失速は許されない。政府が同様に重視するGX（グリーンイノベーション）分野においても、2050年カーボンニュートラル実現の鍵を握るのはDXであり、政府には引き続き強いリーダーシップを求めたい。真のデジタル社会を実現するため、我々も一丸となり、デジタル化を阻害する諸課題の解決に向けて取り組む所存である。

今回の政策要望は、経済安全保障強化の必要性が高まるなか、経済政策も難しいかじ取りを求められているという現状を踏まえ、「データ主権」という考え方を中核に置き、安全保障とデータ利活用の両立を目指し、サイバーセキュリティの強化と将来における国産クラウドの構築に焦点を当てた。また、個別の要望は、技術や人材が地方社会に循環し、中小企業・スタートアップを問わずチャレンジができる健全な産業の発展、そして年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、誰一人取り残されず、便利で快適に暮らせる社会の実現を目指したものとなっている。

構成は5つの項目に分かれており、デジタル社会構築の要となる①デジタル基盤の整備を、②セキュアな環境整備と、③IT人材の育成が支える形を取った。また、ITの恩恵が地方やあらゆる産業、多種多様な人々にあまねく享受されるべきであることから、④地方・産業のDX推進、⑤ダイバーシティ社会の実現を同列に据えた。デジタルの力で社会の諸課題を克服すべく、引き続き、行政との情報連携・協働体制づくりを強化していきたい。

目次

1	デジタル基盤の整備	6
1.1	ジャパンクラウドへの支援	6
1.2	「データ連携基盤」の開発と実装 更新	6
1.3	産学官デジタルツイン基盤の構築・活用.....	7
1.4	データセンターの国内立地化・地方分散化・再生エネルギー化支援	8
1.5	デジタルインフラの地方分散に対する支援.....	9
1.6	地域マネジメント法人を通じた官民連携型 DX の推進支援.....	10
1.7	地域の活性化を図る技術の循環システム	11
1.8	官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備 更新	11
1.9	地方公共団体の IT システム発注形態の見直し	12
1.10	自治体 DX の更なる加速・完全実施に向けた後押し	12
1.11	地方自治体の共通したシステムの構築と行政の IT 化.....	13
1.12	地方自治体 DX における地方の IT 企業の活用	13
1.13	島しょ部の 5G 等通信環境整備に対する支援、離島向け海底ケーブルの開放、インフラシェア活用 ...	14
1.14	防災・災害対応の DX における地方の産学連携.....	15
1.15	個人データ利活用の制度に関する相互運用性の確保.....	15
1.16	個人データの移転・利用における個人の権利の確保・考え方の普及.....	16
1.17	「情報銀行」認定の有効活用.....	16
1.18	デジタルガバメントの推進(マイナンバーカード普及と「情報銀行」の促進)	17
1.19	「情報銀行」の国際標準化	18
2	セキュアな環境整備	18
2.1	政府セキュリティ組織の統合.....	18
2.2	デジタル庁(国)が行う新システムへの第三者によるシステム検証の実施	18
2.3	ゼロトラストセキュリティのより広範で網羅性ある強化の推進.....	19
2.4	ISMAP - LIU の項目見直し	19
2.5	企業のサイバーセキュリティ向上のための投資促進税制の創設	20
2.6	中小企業向けクラウドサービスに対するセキュリティ強化の推進	20
2.7	ソフトウェア製品・サービスの JIS 認証推進とその促進のための補助金の創設及び調達基準への採用	21
2.8	中小及び事業部門におけるプラスセキュリティ人材教育のさらなる加速	22
2.9	サイバー防火管理制度(仮称)	22

3	IT人材の育成	23
3.1	「情報教育振興法」の新設 更新	23
3.2	DX 推進に係る産学連携での人材育成 更新	24
3.3	DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得 更新	25
3.4	プロフェッショナル IT 人材の育成（虎の穴プロジェクト） 更新	26
3.5	デジタル田園都市国家構想/新しい資本主義実現に向けた、社会人の デジタルリテラシーの底上げ （社会人のためのデジタルリテラシー義務教育の徹底） 更新	27
3.6	中小企業のデジタル化に有効な伴走型支援に関わる補助事業の新設 更新	27
3.7	地方における IT 企業の人材不足対策 更新	28
3.8	教育から高等教育の各段階で育成する資質の明示 更新	29
3.9	教育現場の声を反映した教材開発やソフト開発の支援 更新	29
3.10	オンライン教育の更なる推進（教育分野のデジタル化促進と「情報銀行」の連携） 更新	30
3.11	デジタル市民人材育成 更新	31
3.12	国産言語を活用したプログラミング人材の育成 更新	32
4	地域・産業の DX 推進	32
4.1	製造系中小企業の DX を活用した生産性向上に向けて 更新	32
4.2	IT 導入補助金によるクラウドの一層の普及促進 更新	33
4.3	地方 IT 企業によるカーボンニュートラルの実現への貢献.....	34
4.4	電子帳簿の要件緩和及び税務調査のデジタル化 更新	34
4.5	年末調整のデジタル化.....	35
4.6	インボイス制度について.....	36
4.7	レシートデータの電子化の推進.....	36
4.8	国民データの保守管理とその利活用.....	37
4.9	公的統計の調査票情報の活用促進.....	38
4.10	民間等電子基準点の公共測量における活用.....	38
4.11	API 連携における自由なデータ流通の促進.....	39
4.12	医療情報システム安全管理ガイドラインに準拠したシステム構築等のための財政的支援.....	39
4.13	調剤外部委託の完全実現及びネット医薬品販売に特化した業態の容認.....	40
4.14	マイナンバーのグループ会社間共有及び利活用.....	41
4.15	公的給付のデジタル払いの実現 更新	42
4.16	公共調達におけるスタートアップ支援.....	43
4.17	観光 DX の推進.....	43
4.18	観光業界の DX 推進：スマートシティによる地方創生.....	44

4.19	デジタルプラットフォームにおける不正情報共有のための取組の推進	45
4.20	クラウドゲーミングサービスの開発支援	46
4.21	VR ソフトウェアの開発支援	46
4.22	海外向け販売の支援	47
4.23	NFT・暗号資産・ブロックチェーンに係る法規制整備及び税制改正	47
4.24	ラストワンマイルにおける自家用車運送の実現 更新	49
4.25	不動産 DX の推進	49
4.26	レインズへのアクセス権の拡大等による不動産市場の透明性向上	50
5	ダイバーシティ社会の実現	51
5.1	全てのワーキング世代に対するベビーシッター制度の利用促進	51
5.2	オンライン・インターネット投票の実現	51
5.3	時間と切り離れた働き方・副業を可能とすることによる労働生産性の向上	52
5.4	女性デジタル人材育成・多様な働き方の推進	53
5.5	デジタルが生み出す「職」で障がい者の所得向上と社会参画	54
5.6	障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進への財政的支援	54

1 デジタル基盤の整備

1.1 ジャパンクラウドへの支援

【要望の理由・背景】

国は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を掲げている。『デジタル社会の実現に向けた重点計画』¹の中に、理念・原則として「クラウド・バイ・デフォルト」が記載されており、クラウドにおいてデータの標準化、共有、連携を実現させるとある。

国家安全保障上の観点、また、国民の機微なデータ等我が国のデータ主権（ソブリン）を確保するため、国内事業者が国内のデータセンターで保管することが望ましい。しかし、国内事業者は AWS や GCP と比較して技術的に途上である。将来的には、国内事業者で国産クラウドを構築・保守運用できるようにするため、その支援をすべきである。また、ジャパンクラウドを運用する各データセンターを連携して設置するべきである。

【要望内容】

1. 国産クラウド事業者の育成・支援
2. ジャパンクラウド運用のデータセンターの連携設置

1.2 「データ連携基盤」の開発と実装 **更新**

【要望の理由・背景】

- 社会全体の DX を支える基盤として、次世代通信インフラやデータセンター、それを支える半導体等を念頭に置いたインフラの整備方針が明示され、技術開発が進められている（経済産業省『デジタル産業政策の新機軸』[2021年11月]）。
- エコシステム創出に向け、IPA が中心となり、アーキテクチャの設計、人材育成、ガイドラインの整備に向けた研究事業も進められつつある。
- このような概念・仕組み・技術面の整備が進む一方、実際の市民生活・民間事業者の現状/現場のアナログ対応と対比すると、その社会実装に向けてはかなりの乖離がある。
- トップダウンからの整備も重要な一方、現場の課題に寄り添ったボトムアップの取り組みも同時並行的になされるべきである。それにより民間企業が当事者となり、その恩恵を理解した上でデジタル対応化の実行サイクルを回すことが必要である。
- 技術や概念の実証に止まらず、社会実装を目的とした、民間企業の巻き込みや主体化に取り組むべきである。

¹ デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた実行計画」(2022.6.7) : <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/#document>

【要望内容】

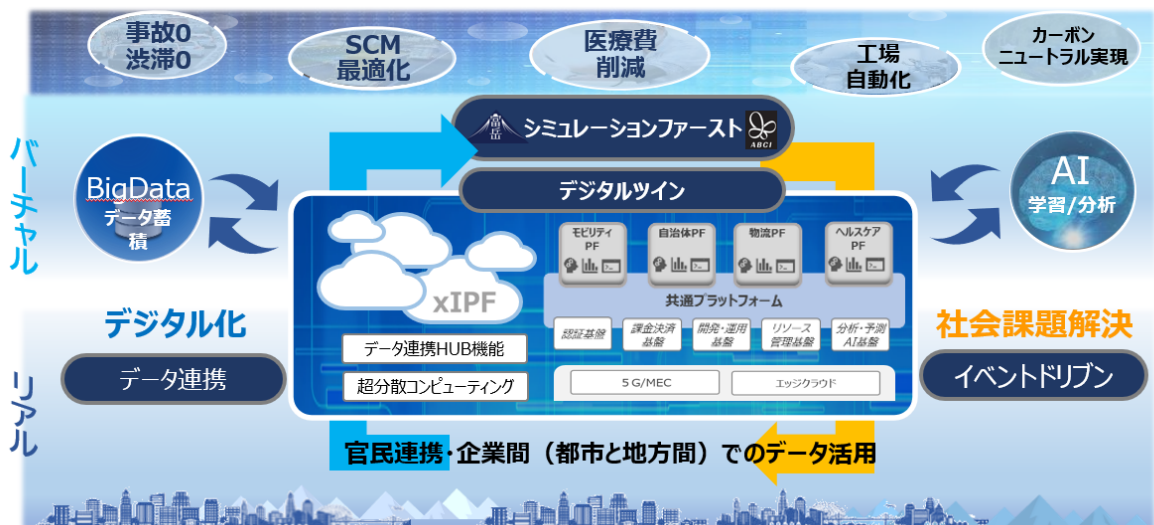
民間におけるビジョン実現・社会実装に向けた実行面での制度や仕組みの構築を求める。

1. 民間企業への投資に対する金銭的・社会的インセンティブ（既存の取組みの継続・進化）
2. 民間企業へ強制力を持って利用・投資させる制度設計（例：欧州 GAIA-X、インド India Stack）
3. 実行専門の政府機関・組織等の設置(NEDO 公募事業だけでなく民間に根付かせる実行段階を支援する仕組み)
4. 社会普及に向けた業界団体への啓蒙活動、企業における人材育成支援等

全ステークホルダーが、個々の事業者の個別最適化に取り組む現状から脱却し、社会全体の最適化に向けて取り組むことができれば、日本の DX 化もますます進むはずである。

国家データ連携基盤とは

日本が主導権をもってデータ社会を支える 総合デジタルプラットフォーム
クラウドを活用し、機密データを国内で管理し、国産技術の国内蓄積と人材育成ならびに日本の開発技術とサービスの海外展開をはかる。



1.3 産学官デジタルツイン基盤の構築・活用

【要望の理由・背景】

- AI/ビックデータ活用による大量データ処理の必要性や、先端テクノロジーの活用において、「富岳」や量子コンピュータ等の計算処理技術による社会シミュレーション・デジタルツインによるソリューション開発・実装が求められる。
- その整備に向け、ポスト「富岳」につき、今年度からの調査研究の開始、翌年度以降の要素技術研究が予定されている。（デジタル庁『デジタル社会の実現に向けた重点計

画』[2022年6月7日])

- これらインフラ面での整備計画・方針が明示される一方、その利用については、2021年3月から民間利用共用が開始されたものの、具体的な利用計画・具体策はいまだ明らかではない。
- ポスト「富岳」の開発にあたり、研究開発や産業利用だけでなく、国民に身近な分野での活用が重要であり、技術面での研究開発に特化せず、幅広い分野での民間利用を前提・目的とした具体策の提示や継続的な活動がなされるべきだ。

【要望内容】

民間での幅広い利用に向け、産学官が関連技術・インフラを持ち寄った上で、以下のような協働を創出する仕組みの構築が必要である。

1. 実用機の利用としての機能性能、使い勝手の追求、利用制度整備
2. 富岳を用いたアプリ開発、プロジェクト強化の新たな競争的資金の手当、既存の競争的資金への HPCI 利用の組み込み
3. 受容に向けた社会的コンセンサスの醸成
4. 国としての実証プロジェクトの支援（国民に身近な分野での成功事例の積み重ね）

以上により、現状実証まででプロジェクトが終了する例が多いデジタルサービスの社会実装も、取組みの高度化/早期化が期待され、社会全体の最適化・日本の DX 化が進むことを期待する。

1.4 データセンターの国内立地化・地方分散化・再生エネルギー化支援

【要望の理由・背景】

政府は、『経済財政運営と改革の基本方針 2022』²や『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』³において、急増するデータ需要や東京圏一極集中是正のため、データセンター（DC）に関し、十数か所の地方拠点を5年程度で整備する方針を打ち出している。しかし、日本は設備投資が海外と比べ高額になることに加え、ランニングコストの大半を占める電気代は米国の2～3割高という現状がある。再生エネルギー由来の電気は一般の電気代よりも更に高額であり、調達を難しくしている。AWS等、外資のDCを借りたほうが割安のため、企業主導で国内立地化・地方分散化・再エネ化を推進するのは困難な現状

² 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針」(2022.6.7) : <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/decision0607.html>

³ 内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022.6.7) : https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf

がある。

【要望内容】

1. 国内 DC 投資促進税制の創設：DC 投資を行っている企業の対象設備について、法人税 5～10%減税または特別償却 30～50%の優遇策
各種補助金制度は存在し、今後の活用が見込まれるが、さらに効果を高めるのは税制優遇策である。
2. 再生エネルギー由来の電気調達に係る財政・税制優遇措置：RE100 企業⁴への税制優遇策、再生エネ由来の電気調達に係る補助
カーボンニュートラル投資促進税制は存在するが、「脱炭素の効果を持つ設備を導入した場合に一定の税優遇制度が受けられる」というものであり、調達に関する支援はない。

参考)

総務省 2022 年度予算 https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/yosan.html

総務省 2021 年度補正予算 https://www.soumu.go.jp/main_content/000784428.pdf

経済産業省 2022 年度予算 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2022/pdf/keisanshoyosan1.pdf

経産省 2021 年度補正予算 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/hosei/pdf/hosei_yosan_gaiyo.pdf

国税庁 カーボンニュートラル投資促進税制 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5925.htm>

1.5 デジタルインフラの地方分散に対する支援

【要望の理由・背景】

デジタルインフラ地方分散の現状)

情報通信産業とそれに付随する通信トラフィックの東京（首都圏）及び大阪への集中が顕著である。東阪にこれら需要が集中しているため、通信トラフィックの大半を生成するクラウド事業者やコンテンツプロバイダによる設備投資も、やはり東阪のデータセンター（DC）へ集中している。これら東阪のデータセンターに、IX 事業者による相互接続環境、国際海底ケーブル容量等へのアクセス機能が追加されて、効率的な国際間／国内のトラフィック交換を可能とするハブ機能としてのインフラモデルが確立され、益々集中が加速している。

課題)

東阪へのデジタルインフラ集中が加速する中で、社会基盤／産業基盤の DX 化が進んだ場合、大規模災害時のリスクがこれまで以上に高まる。経済安全保障の観点や国際的なハブ拠点としての地位強化の為にも、地方へのデジタルインフラとサービス基盤の地方分散を推

⁴ 環境庁「RE100 の取組」：<https://www.env.go.jp/earth/re100.html>

進し、日本全体のレジリエンスを強化することが重要である。

【要望内容】

データセンター（DC）や海底ケーブルといった大規模のインフラ整備は初期のコスト負担が大きく、敢えて東阪に比べて経済合理性の悪い地方へインフラを整備するためには、相応の支援が必要である。

1. デジタルインフラの地方整備に対する補助事業が始まっているが、地方でのハブ機能が確立するまで支援を継続すべき。また、国際海底ケーブルの地方陸揚げが地方 DC のハブ拠点化・トラフィックの地方誘致のために重要な要素であるため、補助の対象として追加を要望
2. 地域にトラフィックを分散する仕掛けの一例として、政府系クラウドや自治体クラウドといった公的サービスの DX において、提供企業のサービス基盤を地方へ誘導するような要求仕様の追加と支援（補助金や税制優遇等）を要望

1.6 地域マネジメント法人を通じた官民連携型 DX の推進支援

【要望の理由・背景】

スーパーシティ構想やデジタル田園都市国家構想において、官民連携が協調され、アーキテクトや中核的経営人材等の配置を求めている状況。しかし、従来の外部アドバイザー的役割と同様に留まっており、地域 DX・イノベーションにつながっていない。アーキテクト等が先頭に立ち、地域 DX 推進にコミットした上で、それらを持続可能な形で基礎自治体や地域の企業・団体等を巻き込んで推進するための組織として、地域マネジメント法人を立ち上げ、運営し続けることが、真の地域 DX には必要不可欠と思料する。

【要望内容】

地域マネジメント法人による官民連携型 DX 推進支援のため、以下の施策実施を提案する。

1. 都市 OS/データ連携基盤等のシステムは一定の標準化がなされた状況であると認識している。都市 OS 等を有効活用し続けるためにも、地域マネジメント法人等の都市マネジメントシステムに着目し、国でより詳細な都市マネジメントモデル設計の実施
2. モデル地域を選定・支援し、組織の運用ルール等を整理させ、パッケージ化を推進
3. 地域マネジメント法人の立ち上げ支援
4. 「デジタル人材基盤整備」で育てた人材の出口として地域におけるアーキテクト等になり地域 DX を担うロールモデルの整理

1.7 地域の活性化を図る技術の循環システム

【要望の理由・背景】

デジタル化の進展により、それに追いつけない地域の IT ベンダーの衰退が懸念されている。この事態を防ぎ、地域を活性化させるためには、デジタル化に対応した人材を地方でも育成する必要がある。それには、政府及び自治体の基幹システムを担うデジタル庁が率先して当該システムの開発に当たり、地域の IT 人材を呼び寄せて育成した上で地域に戻すような役割（人材の循環システムの構築）を果たすことが必要である。

【要望内容】

1. デジタル庁が自治体システムを構築する際、地方の SIer から技術者を集めた上で新しいクラウドネイティブなシステム構築を行い、そのノウハウを地元を持って帰ることのできる仕組みの構築
2. 東京の SIer が地方へ人を出し、地域の活性化を図るという循環システムの構築

1.8 官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備

更新

【要望の理由・背景】

現在の入札制度では、資格要件、支払要件などが厳しく、結果として、中堅・中小企業、地元企業の市場参入が難しい。公平・公正で地元企業、中堅以下企業の参入チャンスを増やすという政策方針に準拠する仕組みの整備が必要である。

【要望内容】

1. 中小企業が連携して受注する仕組み作り
 - ・ JV(共同企業体)制度及び JV での入札が容易になり加速されるよう、入札資格制度の見直しを求めたい。
 - ・ 首都圏と地方企業との JV を推奨し、その取組みに補助金制度を設けていただきたい。
2. 地方および中小企業向けの発注枠の確保
 - 完全競争入札ではなく、地方の中小企業向けの発注枠を設けていただきたい。
3. フェーズ毎の検収・支払いの実行
 - 完成検収後決済ではなく、工事進行基準に準拠しフェーズ毎の検収を可能にし、支払いも検収に合わせて実行していただきたい

規制監督省庁：デジタル庁

1.9 地方公共団体の IT システム発注形態の見直し

【要望の理由・背景】

- 地方公共団体が IT システム等を発注する際、システムの方式検討、概算見積、予算要求、入札仕様作成を行った後に入札が行われることがあるが、地方公共団体に IT 人材が不足しているため、方式検討から入札仕様の作成までのプロセスを地方の IT 企業が無償で協力しているのが現状である。
- また、入札にあたり総合評価方式やプロポーザル方式は発注者側の稼働が多くかかることから、価格のみの一般競争入札で行われることが多い。

【要望内容】

1. 中小企業が連携して受注する仕組み作り

- JV(共同企業体)制度及び JV での入札が容易になり加速されるよう、入札資格制度の見直しを求めたい。
- 首都圏と地方企業との JV を推奨し、その取組みに補助金制度を設けていただきたい。

2. 地方および中小企業向けの発注枠の確保

完全競争入札ではなく、地方の中小企業向けの発注枠を設けていただきたい。

3. フェーズ毎の検収・支払いの実行

完成検収後決済ではなく、工事進行基準に準拠しフェーズ毎の検収を可能にし、支払いも検収に合わせて実行していただきたい。

1.10 自治体 DX の更なる加速・完全実施に向けた後押し

【要望の理由・背景】

国の思い切った改革により、自治体 DX を巡る環境は劇的に進化した。デジタル庁の設置、地方公共団体情報システム標準化法⁵の制定(ガバメントクラウドの導入・ぴったりサービスを利用した標準様式)、デジタル基盤改革支援基金等が実現した。一方、一部の自治体ではオンライン化未対応又は独自システムを継続している。

- マイナンバーサービスを利用したオンライン申請手続き：マイナンバーカードの普及の遅れやガバメントクラウドへの移行との作業の重複もあり、2022 年度末とされている対応目標が各団体において明確に意識されておらず、2022 年 3 月現在、約 7 割の団体において、ぴったりサービスと基幹システムとの連携が未対応である。

⁵ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）：

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503AC0000000040_20210901_00000000000000

- クラウドへの移行を含めた基幹系システムの標準化：既に独自システムを採用している大規模団体及びスケールメリットに乏しい小規模団体を中心に取組みのメリットを十分に把握・説明することができず取組みの推進を躊躇するものがみられ、2022年3月現在、約4割の団体においてオンライン申請手続きそのものに未対応である。

【要望内容】

1. 国・先進団体からの自治体 DX 応援職員（常駐）の派遣の仕組みの整備、国による地方公共団体の既存システムの統一評価の実施等、人材・ノウハウ面での支援を充実させること
2. 標準化法第9条第2項に基づく標準様式の採用等に関する国の調査等の結果を定期的に公表する等により、幅広い住民・国民による自治体 DX の状況のモニタリングを確保すること
3. 国としての目標がすべての地方公共団体における完全実施であることを明確化し、現在示されている移行等の期限経過後も、その達成まで必要な支援を継続するとの意志を明確に示すこと

関連法令：

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第8条第2項、第9条第2項等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）

1.11 地方自治体の共通したシステムの構築と行政の IT 化

【要望の理由・背景】

デジタル庁は、2025年度末までに全国約1,700の自治体の基幹業務システムを一定の基準を満たすシステムへ移行することを目指している。

【要望内容】

各地域の状況に応じて柔軟にシステム構築ができること、地方の IT 企業の活性化となることを考慮し、行政システムの共通化はプラットフォームやインターフェイスの仕様に重点を置き、各アプリケーションは各地域で構築する等の検討をすべきである。

1.12 地方自治体 DX における地方の IT 企業の活用

【要望の理由・背景】

補助金は、現在のような製品に紐づくのではなく、認定された IT 企業に対する仕組みとする等、規模の大小ではなく、優良な IT 企業を優遇・育成する観点が必要である。

【要望内容】

認定 IT 企業制度等の創設

IT を軸とした地域のイノベーション創出に向け、各地域の優良な IT 企業を活用するための施策を要望する。

1.13 島しょ部の 5G 等通信環境整備に対する支援、離島向け海底ケーブルの開放、インフラシェア活用

【要望の理由・背景】

島しょ部において、都市との情報格差、過疎化による人口減、医療等の専門分野の労働力不足が顕著である。このような地域格差を無くすためには、デジタル化を推進し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現が重要である。

デジタル化には、都市部同等の通信環境での 5G の携帯電話エリア整備が必要である。しかし、島しょ部の 5G エリア整備については島しょ部向けの大容量の伝送路の整備・回線調達に課題があり、5G も含めたデジタル化が進みにくいのが実情である。

- 各通信事業者が、個別に島しょ部向けに海底光ケーブル新設や伝送システム導入の設備投資をするのは採算面から非現実的である。
- 従来の離島向け海底光ケーブルは、NTT 東西や行政等が所有し、伝送システムを構築し、回線を通信事業者へ提供する形態である。
- 5G に関しては、基地局にて 10Gbps 以上の回線確保が必要だが、既存ケーブルの伝送システムの容量不足による回線提供不可、ケーブル設備更新が困難な状況である。

これらにより、島しょ部向け海底光ケーブル新設や、既存海底光ケーブルシステムの更新・大容量化によるインフラ整備やインフラシェアリングに対する政策支援が重要と考える。

【要望内容】

島しょ部にも 5G を展開し、デジタル田園都市国家構想を実現するため、島しょ部向け海底光ケーブル新設や、既存海底光ケーブルシステムの更新・大容量化によるインフラ整備やインフラシェアリングに対する政策支援を要望したい。

1. 行政主導による島しょ部向け大容量の新規ケーブルシステムの構築と通信事業者への

提供

2. 複数の通信事業者による島しょ部向け大容量の新規ケーブルシステムの共同構築・シェアリングを後押しする政策支援・補助制度
3. 行政主導により、既存の島しょ部向けケーブルシステムを大容量な伝送システムに更新し、複数の通信事業者のシェアリングによる利用を可能とする政策支援

これらにより、島しょ部にも 5G サービスが早期に展開され「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」が実現できると考える。

1.14 防災・災害対応の DX における地方の産学連携

【要望の理由・背景】

自然災害が頻発しており、九州、福岡は特に水害が毎年のように発生している。物理的な対策及び IT による情報伝達、情報収集等が必要である。しかし、地域には特性があり、画一的な IT 化は難しい。

【要望内容】

各地域の情報産業協会と大学を連携させ、産官学での実験的な取組みの繰り返しで DX 化の精度を高める等の施策を要望

1.15 個人データ利活用の制度に関する相互運用性の確保

【要望の理由・背景】

背景)

- ・ デジタル田園都市国家構想やスマートシティ関連の取組みが全国で進められている。これらの取組みを進めて行く中で重要となるデータ流通・利活用の議論は、医療・健康・介護、教育、防災等の準公共分野を中心に分野毎に行われている。

課題)

- ・ 分野毎に異なる制度が運用される場合、分野間でのデータ連携が困難になり、データ利活用の範囲も分野内に留まるため、社会課題解決において利便性の高いサービスが提供できない。
- ・ 事業者はシステム構築や運用等を含めて複数の対応を迫られることになり、コスト負担や対応期間等の負荷が大きく、参入障壁が高くなり市場も活性化されない。
- ・ 消費者の立場においても乱立した制度について十分な理解を得ることが難しく、混乱や信用不安を招くことが懸念される。

【要望内容】

1. 分野毎（主管省庁ごと）に制度設計が進められている個人データ利活用に関するルールでは、相互運用性の確保、事業者の負荷軽減、消費者の受容性等の観点からベースとなる共通制度を構築すべき
2. 「情報銀行」については、2017年より先行的に制度検討（認定指針検討会）が重ねられている。既に運用実績がある「情報銀行」認定制度を共通ルールのベースとしながら、分野ごとに求められる要件との差分を個別に上乘せし、基準とした形での制度を設計すべき

1.16 個人データの移転・利用における個人の権利の確保・考え方の普及

【要望の理由・背景】

背景)

- ・ 個人データに関する個人の権利の拡充・強化を行うことで、企業が抱えこむデータを個人の意思で活用することが可能になり、国内のデータ流通・活用が大きく進む。
- ・ 総務省において、「情報銀行」が生活者の委任を受けて対象となるデータ取扱事業者との連携による情報のコントロールを担うことで、個人データの移転・利用を促進し、安心・安全なデータポータビリティを実現するための検討が進められている。

課題)

- ・ データポータビリティ権は、データ流通の促進にとって非常に重要な個人の権利であるため、強制力がある制度構築の検討が必要。
- ・ データ流通促進には、法整備と同時に「個人データの権利」の考え方の消費者への普及施策の検討が必要。

【要望内容】

1. データポータビリティの義務化等、より強制力がある制度を構築
2. 「個人データの権利は個人にあり、個人の意思で活用する」という考え方の普及啓発

1.17 「情報銀行」認定の有効活用

【要望の理由・背景】

背景)

- ・ 「情報銀行」事業を行う際に「情報銀行」認定は必要とされておらず、認定未取得であっても事業を行うことが可能となっている。
- ・ 「情報銀行」認定と同等の個人データの取扱いが行われているにもかかわらず、第三者の評価等が行われておらず（十分なセキュリティ対策等が行われないまま業務提供される

ことにより)、生活者の「情報銀行」ビジネスへの信頼を欠く事態につながる。

- ・ マイナンバー関連情報等国・地方自治体等が管理するプライバシーデータ及びスマートシティ等の都市 OS でのプライバシーデータの取扱には、より慎重な対応が求められる。

課題)

- ・ 「情報銀行」認定と同等のセキュリティ対策及び第三者評価が行われているサービスに限定することにより、生活者の安心感を高める。

【要望内容】

1. 生活者が国や自治体へ各種申請手続きを行う際の簡便化において、民間の「情報銀行」を活用する等、行政と「情報銀行」間の連携の可能性を検討いただきたい。
2. 国や自治体と民間の「情報銀行」連携には「情報銀行」認定を要件にする等して「情報銀行」認定の価値向上につなげることで、「情報銀行」の考え方を普及いただきたい。
3. 当該認定を有する事業者のみが準公共分野のデータ利活用が可能になる制度を検討いただきたい。
4. スマートシティ、都市 OS における「情報銀行」が連携したユースケースを公開いただきたい。

1.18 デジタルガバメントの推進(マイナンバーカード普及と「情報銀行」の促進)

【要望の理由・背景】

背景)

- ・ 行政のオンライン化は、国民にとっての利便性から重要。特にマイナンバーカードの普及は、行政手続きの高度化だけでなく、民間サービスとの連携の可能性も大きく、コロナ禍で重要性が見直されたこのタイミングで普及や利活用の議論が積極的に推進されている。
- ・ マイナンバーカードが普及すると、自治体が保有する個人情報を利用し、生活者に対して付加価値の高いサービス提供を試みる事業者が多く登場することが想定される。

課題)

- ・ マイナンバーカードを軸に、行政のオンライン化や民間サービスとのシームレスな連携を推進することで、自治体保有の個人情報の流通を容易にさせる。

【要望内容】

1. 自治体が保有している個人データの流通・利活用を促進するため、「情報銀行」認定を取得している信頼性の高い事業者へ個人データの運用を委任できる枠組みを検討いただきたい。

2. 自治体が保有する個人データを安心して利活用できるように、自治体もしくは自治体が認める機関が「情報銀行」認定を取得することを検討いただきたい。
3. 事業者の個人データ利活用を促進するために、「情報銀行」認定取得事業者に対してはマイナポータル API 審査を免除いただきたい。

1.19 「情報銀行」の国際標準化

【要望の理由・背景】

日本発の考え方である「情報銀行」は他国にはない情報流通の仕組みであるが、海外には知られていない。

【要望内容】

「情報銀行」について、国内での普及促進はもちろん、日本発のデータ活用モデルとして海外にも発信し、国際的標準規格として整備を議論いただきたい。

2 セキュアな環境整備

2.1 政府セキュリティ組織の統合

【要望の理由・背景】

ウクライナ危機を契機としてサイバー攻撃が頻発しており、政府や重要インフラのセキュリティをこれまで以上に強化する必要性が喫緊の課題として高まっている。各省庁が個別に管理しているセキュリティ対策やセキュリティのための情報収集を統合して行うことにより、政府のセキュリティ対策を統合的に行っていくことが必要だ。

【要望内容】

NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)、デジタル庁、及び全府省等の情報セキュリティを統合的に管理できる組織の整備

2.2 デジタル庁(国)が行う新システムへの第三者によるシステム検証の実施

【要望の理由・背景】

昨今、大手企業のシステム障害、政府、自治体のコロナ絡みのアプリ、システムの不具合が多発している。民間企業ならびに政府のDX化を成功に導き、IT化の目的達成や事業投資に対する成果や投資効果を正しく得るため、第三者によるテスト検証の重要性は日々増すばかりである。

また、今後ますます膨大となるソフトウェア、デジタル製品の品質を人手に頼ってはスピーディな開発や追加・変更ができない。デジタル庁の創設によりDXは加速され、多くのサービ

スが提供されるが、ソフトウェアに関しては一定の標準化を図ることにより品質が保証されると考える。

【要望内容】

デジタル庁が主導して行う新しいシステム開発の標準化と国際化、全ての利用者が不具合なく、安心安全に利用できるシステムの提供と行政サービスの IT 化による利益を平等に享受できるよう、第三者による検証の必要性和実施適用を要望する。

製品やサービスの開発計画の初期段階から品質基準を設定し、その実現のためのプログラム開発計画、テスト計画、運用計画を作成し、同時進行で行うことが必要である。

2.3 ゼロトラストセキュリティのより広範で網羅性ある強化の推進

【要望の理由・背景】

ID 管理や IT 資産の管理強化は全てのリスク管理の基本だが、それだけでセキュリティを実現できるものではない。またレジリエンスなセキュリティを実現するための道筋は、企業のリスク評価によって柔軟に選択可能である必要がある。その意味でもゼロトラストが目的とするリスク低減をより多くの企業が挫折することなく歩むことが出来る、継続的かつ多層的な強化策を推進することが重要だ。

コロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻、台湾有事への懸念から、サプライチェーンリスクは日本の産業の大きな課題となりつつある。製造の国内回帰はすぐには実現しなくても生産拠点の見直し、分散化といった打ち手は現実的な選択肢となりつつある。しかし、そのためには生産の自動化に伴う運用の安定化や品質の維持が不可欠であり、IoT、ドローン、ローカル 5G、クラウドといった最新の IT テクノロジーを OT 環境に持ち込む必要がある。攻撃者の Target になるリスクが増える事になるというのはランサムウェア攻撃等の激化と無関係ではない。日本の産業の持続可能性を支える上でも、OT セキュリティの強化は最重要課題と言える。

【要望内容】

機密性、完全性よりも可用性を優先する OT 環境の特徴、レガシーな環境がある事、脆弱性を即座に修正が出来ない事を前提にした、現実レベルの緩和策を含んだゼロトラスト時代の新たなセキュリティガイドラインの普及促進を要望する。

2.4 ISMAP - LIU の項目見直し

【要望の理由・背景】

ISMAP-LIU は、申請者の負担を軽減し中小の事業者にも取得が容易になるとの趣旨で

検討されてきたと理解している。確かに外部監査を省いた点では評価できるものの、審査項目は同様であり、審査資料の作成等の実質的な申請者の負担は変わらないため、中小事業者の取得は困難。そのため、審査項目の抜本的な見直し及び簡素化の検討が必要である。

【要望内容】

ISMAP-LIU の審査における申請事業者の負担軽減

外部監査の省略だけでなく、審査項目自身も簡素化し、中小事業者でも対応可能な形になるよう求める。

2.5 企業のサイバーセキュリティ向上のための投資促進税制の創設

【要望の理由・背景】

サイバーセキュリティ対策はコストが高く、その性質上、インシデントが起きなければ投資効果を感じにくい。そのため、企業のインセンティブが不足しがちである。経済産業省 産業サイバーセキュリティ研究会 WG1⁶の資料を見ても、日本の一社当たりのセキュリティ投資額は米国等よりも大幅に低く、国の対セキュリティ投資も日本は対 GDP 比で米国よりも一桁少ない。また、情報処理推進機構セキュリティセンターの『2021 年度 中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査』⁷を見ても、中小企業の 3 割がセキュリティ投資をしておらず、その理由として「コストがかかりすぎる」「費用対効果が見えない」「必要性を感じていない」と回答している。

【要望内容】

サイバーセキュリティ投資促進税制の導入

ISO/IEC27001、ISMAP、NIST SP800-171 等の推奨基準への批准に応じ、対象設備について法人税 5～10%減税又は特別償却 30～50%の優遇策を措置

企業のサイバーセキュリティ対策を推進し、とりわけ大企業から中小企業へサイバーセキュリティ対策促進の潮流を起こすため、上記の税制改正を要望する。

2.6 中小企業向けクラウドサービスに対するセキュリティ強化の推進

【要望の理由・背景】

⁶ 経済産業省 産業サイバーセキュリティ研究会 WG :

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/pdf/001_s01_00.pdf

⁷ 情報処理推進機構セキュリティセンター「2021 年度中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」:

<https://www.ipa.go.jp/security/fy2021/reports/sme/index.html>

これまでの中小企業に対するセキュリティ対策の強化は、セキュリティアクション等のユーザー企業の意識向上や IT 補助金によるセキュリティ投資の活性化によって推進されてきた。しかし、DX 推進のような戦略的 IT 投資の優先順位が高まりつつある中、セキュリティに関しては最低限の投資に留まり、ユーザー企業に対するこれまでの普及活動に加えた新しい施策の必要性が高まっている。そこで、ユーザーが意識することなくセキュリティ基盤のしっかりした SaaS サービスを選択する事が出来る循環を作り上げる事に意味があると考え。また、ISMAP に関する現行監査の内容は、既存の認証と統制目標の多くを共有しているが、求められる証跡の粒度が違い、同じ統制目標に対して事業者にも多重な監査工数を必要としてしまっている。

【要望内容】

1. 積極的にセキュリティ強化を行った SaaS ベンダーに対するセキュアクラウドサービス認定
2. 認定事業者に対するクラウドセキュリティ基盤強化助成金の創設
3. ISMAP 監査につき、中小 CSP（Cloud Service Provider）事業者がすでに持っている ISMS や ISO/IEC27017、CS ゴールドマーク、FedRAMP、SOC2/3 等の既存認証との差分認証を制度化し、参入可能なものにする

2.7 ソフトウェア製品・サービスの JIS 認証推進とその促進のための補助金の創設及び調達基準への採用

【要望の理由・背景】

- ・ ソフトウェア製品・サービス(以下、製品)の開発販売を主業務としている企業は多数あるが、企業規模が小さく、販売する場合に製品の品質や信用力を示せず商談の機会を損失するケースがあった。
- ・ ソフトウェアの品質・信用力の証は企業の今後一層の発展のために不可欠であるため、ソフトウェア協会では 2016 年より「PSQ 認証制度」を立ち上げた。
- ・ さらにこれを進め、2019 年に経済産業省がソフトウェア製品も JIS 認証の対象となることを発表し、2022 年 6 月 9 日ようやく第一号の認証が認められた。

【要望内容】

一層の普及促進とソフトウェア産業の健全な発展のため、JIS 認証のセキュリティ評価の標準規格化等が必要である。

1. JIS 認証のセキュリティ評価として ISMAP-LIU の仕組みを取り入れ、政府の基盤インフラに連携する場合の標準規格にすること

2. JIS 認証を取得する企業に対する補助金の創設
3. 当該認証を取得した製品は、製品内容もセキュリティ的にも安心・安全な製品として政府や自治体の調達基準として企業規模の大小にかかわらず採用すること

2.8 中小及び事業部門におけるプラスセキュリティ人材教育のさらなる加速

【要望の理由・背景】

個人情報保護法の改正、経済安全保障推進法等、データセキュリティやサプライチェーンセキュリティを説明する企業責任はますます重くなってきている。しかし、これらの課題は事業判断と密接に連携しており、ビジネスモデルやサービスデザインの段階からセキュリティを考慮したセキュリティ・バイ・デザインが不可欠だ。事業部門を担うプラスセキュリティ人材や一人情シスがセキュア・バイ・デザインをビジネスの中で意識して考えることで、リスク低減と DX の推進を高い次元でバランスさせる事が出来る組織変化の起爆剤とし、本施策の強力な推進は日本企業の生産性向上のためには欠く事の出来ないものとする。

【要望内容】

プラスセキュリティ人材に求める能力や、なぜ必要なのかという課題設定にはまだまだばらつきがあり、普及推進には更なる取組みが必要。しかし、非セキュリティ人材に情報安全確保支援士のようなセキュリティ専門人材と同じ能力を求めるのではなく、事業部門の戦略上必要なリスク低減策の一つとして、また Product Led Growth やカスタマーサクセスに直結する事業継続性の Tool としてセキュリティを位置づけ、企業のリスク管理体制の中で自然に必要とされるセキュリティを語る事が出来るようになる教育コンテンツの開発と普及を要望する。

2.9 サイバー防火管理制度（仮称）

【要望の理由・背景】

昨今のサイバー攻撃を見ると、重要インフラや経済安全保障に関する情報を保持する企業だけでなく、そのサプライチェーンに当たる中小企業や関係する諸団体までもがサイバー攻撃の対象となり、少なくない被害を被っている。

しかし、中小企業や業界団体等の比較的規模が小さくセキュリティに割けるリソースが少ないところでは、十分な防御態勢をとるところか、十分なセキュリティ関連の情報を得ることもままならない。

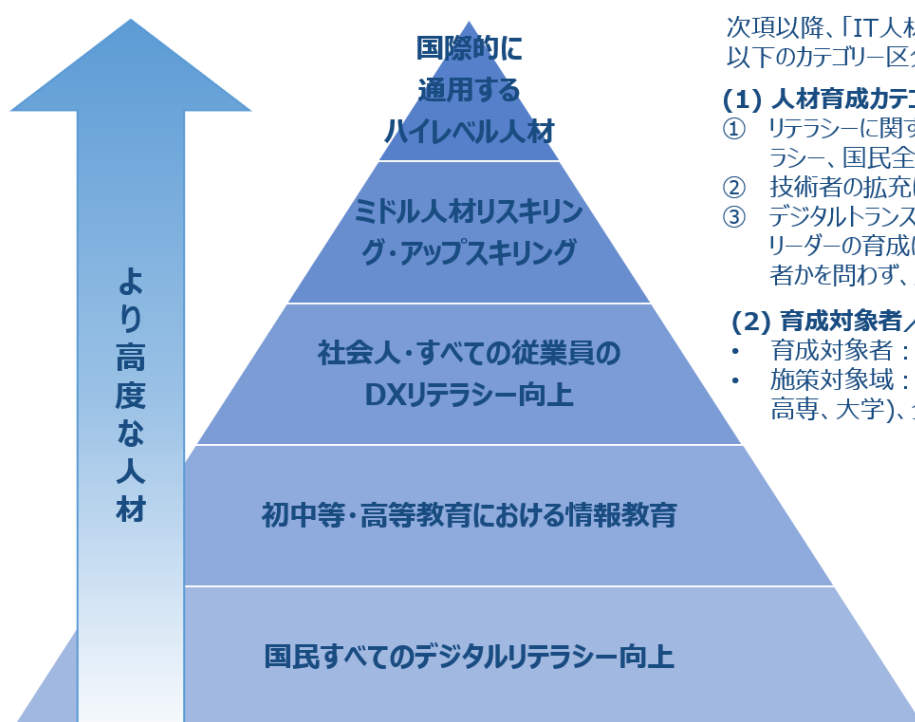
【要望内容】

現在企業に課されている防火管理制度に倣った「サイバー防火管理制度（仮称）」を中小企業に対し実施することを要望する。

各企業から選出された担当者は数時間から半日程度の e-learning を受講し、最低限のセキュリティ知識を学び、企業のサイバー防火管理者資格を得る。サイバー防火管理者は当該制度の事務局機能を持つ省庁あるいは外郭団体等に企業名・氏名・メールアドレスを登録し、双方向に連絡をとれる体制を敷く。

これにより、事務局からはセキュリティに関する情報提供、企業側からはセキュリティ被害に関する情報等を相互に交換し、日本の産業全体のセキュリティ機能を向上させることができる。また、セキュリティ被害の実態把握を現状より正確に行うことができ、今後の政策立案への情報ソースとすることも可能になる。

3 IT人材の育成



次項以降、「IT人材の育成」に関する政策要望には以下のカテゴリー区分を記載している

(1) 人材育成カテゴリ

- ① リテラシーに関する要望(社会人全般のDXリテラシー、国民全員のデジタルリテラシーなど)
- ② 技術者の拡充に関する要望
- ③ デジタルトランスフォーメーションを牽引するDXリーダーの育成に関する要望(技術者が経営者かを問わず、ハイエンド人材に関するもの)

(2) 育成対象者／施策対象域の

- ・ 育成対象者：小中高生、大学生、社会人
- ・ 施策対象域：教育機関(少中高、専門学校、高専、大学)、企業、自治体、中央官庁

3.1 「情報教育振興法」の新設 **更新**

【要望の理由・背景】

情報教育は文化的な国家の建設および産業経済の発展、国民生活の向上の基礎となっている。言い換えると情報教育は学術の基盤であり、産業の基盤でもある。学術の基盤教育としては理科教育振興法⁸、産業の基盤教育としては産業教育振興法⁹があり、わが国の

⁸ 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=328AC1000000186>

⁹ 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC1000000228>

文化と産業経済を支えてきた。今後のわが国のさらなる発展のためには、情報教育についても同様の法整備が必要になっている。

【要望内容】

「情報教育振興法」の新設

今後のわが国のさらなる発展のため、学術の基盤および産業の基盤でもある「情報教育」に関する振興を図る「情報教育振興法」の新設を要望する。「情報教育振興法」の骨子案は、次の通りである。

1. 情報教育の振興に関する総合計画を樹立すること
2. 情報教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること
3. 情報教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること
4. 情報教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること

人材育成カテゴリ：② 技術者の拡充に関する要望 育成対象者：小中学生、大学生、社会人、全て 施策対象域：教育機関、企業、自治体、中央省庁、全て

3.2 DX 推進に係る産学連携での人材育成 **更新**

【要望の理由・背景】

Society5.0 が叫ばれる中、IT 人材、5G、IoT、クラウド、AI(DX 適応)等に精通した人材の育成が急務となっている。しかし、特に我が国の産業の中心である中小企業では、DXを進めるための知識の習得と実践にコストと時間をかけられないのが実情である。このため、学習・訓練に投資効果の高い課題解決型(PBL : project based learning)の人材育成も取り入れた上で、教育体制を充実させていく必要がある。

【要望内容】

PBL の人材育成を推進するため、実効的かつ具体的な産学連携の推進を提言する。

1. 産学連携の継続的仕組みづくりと投資：5G、XR（AR 等）、IoT、AI、フィンテック

等の実践教育資料作成、指導者育成等に対する支援 例)次世代を担う人材育成 enPiT の拡大適応等
--

人材育成カテゴリ：③ DX を牽引するリーダーの育成に関する要望
育成対象者：社会人

施策対象域：大学&企業

2. 最新の IT 人材シフトへの再教育支援(リスキリング)：DX 等の先進専門技術習得者への職業訓点助成金産学連携の実施企業に対する補助金制度の設定

人材育成カテゴリ：② 技術者の拡充に関する要望
育成対象者：社会人
施策対象域：中央官庁

3. 社会人への IT 教育の補助金：特に情報教育を受けていない年代層(35 歳以上)、管理者層への教育講座・資格検定補助

人材育成カテゴリ：① リテラシーに関する要望
育成対象者：社会人
施策対象域：中央官庁

関連予算：産学連携（文科省 enPiT Pro スマートエスイー事業）

職業訓練給付金/社会人教育訓練給付金(厚生労働省)

規制監督省庁：文部科学省、厚生労働省

3.3 DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得 **更新**

【要望の理由・背景】

我が国は、約 30 年余りにわたって質・量ともに慢性的な IT 人材不足に陥っており、世界最先端デジタル国家創造を掲げる今に至っても課題となっている。パンデミックを乗り越え、我が国が持続可能な経済成長を実現し、社会生活のさらなる向上を達成するには、何よりも DX がその原動力となる。その DX を実行しイノベーション創出を担う優れた人材の育成・獲得は、より一層急務となっている。最先端テクノロジーを扱う IT 人材の争奪戦は、国境を越えて行われており、特に先進国において激しさを増している。

【要望内容】

初等中等教育から高等教育、リカレント教育、企業内教育に至るまで、対面・非対面を問わず、誰もが生涯に渡って学び続けることができる社会を実現することが大前提である。個人が学びによって得た知識や技術を活用し、その能力を無駄にすることなく十分発揮し、経済発展に寄与することができるよう、教育・人材育成基盤の抜本的な見直しと再整備が不可欠である。IT 人材の獲得競争が国際的にも激しさを増している状況を念頭に置き、グローバルスタンダードに基づいた尺度で人材を育成し、評価する仕組みを構築すべきである。

1. DX に精通した人材等、実社会で特に求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを、グローバルスタンダードに基づいた尺度をもって整備し、全国民が自由にアクセスできるようにすべきであり、それを実現させるための投資を拡大すべき
2. 整備にあたっては、国際的にも認められた人材育成のスタンダードである「i コンピテンシディクショナリ」を活用・参照すべき

人材育成カテゴリ：①～③包括

育成対象者：全て

施策対象域：全て

必要予算：総額 75 億円

スキルのマッピング(5 億円)、ポータル構築(2 億円)、新規講座開発(35 億円)、学習履歴機能(10 億円)、スキル検証 (5 億円)

3.4 プロフェッショナル IT 人材の育成（虎の穴プロジェクト） **更新**

【要望の理由・背景】

スイス国際経営開発研究所（IMD）の 2021 年度調査¹⁰によると、日本のデジタル競争力は全 64 か国中 28 位であり、アジア圏でもシンガポール、韓国、中国以下の位置づけとされている。日本社会全体として IT リテラシーの底上げ、世界に通用する IT 人材の育成は急務であるが、特に中小企業では自社技術者を高度スキル習得に専念させることが経営状況として難しいケースが多い為、教育・育成が進まないという課題がある。

【要望内容】

1. 各企業又は各団体から推薦された人材を審査、選ばれた人材を国費で育成（都道府県単位）
 2. 国の予算で企業の技術者育成を支援
 - 例) 半年間の技術者教育費用及び給与の支援
 - 教育費用及び社員給与負担の支援
 - 研修終了後メンバーの案件(仕事)支援
 - 大手企業・ベンダーと連携し、研修完了したメンバーに対し案件を割当等
- 都市部と地方で技術者格差を無くす事が大前提。また、特に中小企業は高度技術者

¹⁰ スイス国際経営開発研究所(IMD) : <https://www.imd.org/centers/world-competitiveness-center/rankings/world-digital-competitiveness/>

育成に割当てる予算も無いため、国の支援は必須である。

人材育成カテゴリ：③ DX を牽引するリーダーの育成に関する要望 育成対象者：小中学生、大学生、社会人 施策対象域：自治体、中央省庁
--

3.5 デジタル田園都市国家構想/新しい資本主義実現に向けた、社会人の デジタルリテラシーの底上げ（社会人のためのデジタルリテラシー義務教育の徹底） **更新**

【要望の理由・背景】

昨年度の提言では、中堅、中小企業の管理者、経営者や興味関心がある優秀層の育成などを中心に進めたが、DX リテラシー標準でも掲げられているように、デジタルはすべての国民・市民が扱うものとして最低限のリテラシーが必要となりつつある。

その後、厚生労働省で広く民間企業におけるデジタルリテラシーの底上げにつながる助成金として人への投資促進コースが始まったが、デジタル田園都市の一翼を担う国家公務員および自治体職員全体における教育についてはまだ対策が打たれておらず、各省庁および自治体の DX は大きく遅れている状況である。

【要望内容】

これにより、今後のガバメントクラウドやデータ連携基盤の導入、自治体 DX の推進を職員一人ひとりが自分事化して取り組むことが可能になる。

人材育成カテゴリ：①リテラシーに関する要望 育成対象者：社会人（国家公務員、自治体職員） 施策対象域：自治体、中央省庁

必要予算：国家公務員 40 万人（非常勤含む）、全地方公共団体職員数 280 万人（一般行政＋教育部門・警察・消防・公営企業など含む）、計約 320 万人につき、

1 名 1 万円として、320 億円/年×5 年

関連省庁：内閣府、内閣官房

3.6 中小企業のデジタル化に有効な伴走型支援に関わる補助事業の新設 **更新**

【要望の理由・背景】

IT ツールそのものの導入ではなく、DX 実現に向けたアジャイル型でのシステム開発を広く普及させ、「ベンダーとの共創」や「IT 人材の育成」につながる補助事業の実施が必要。

例えば、①アジャイルに最適なノーコードツールの認定制度を設け、ノーコードツールベンダーが申請し、公的な認定やお墨付きを付与し、ユーザーが選びやすい環境を作ることや、②ノーコード/ローコードが学べる研修制度を充実させ、公的機関での研修、ビジネススクール、各ベンダーが実施する研修等への補助や、受講する社会人への受講料補助を実施したり、③“次世代デジタル化応援隊”事業を不正対策を強化（SME サポーターの活用や不正の際の厳罰化）して復活すること等が考えられる。

【要望内容】

DX レポートにもある、「ベンダーとの共創」や「IT 人材の育成」につながる補助事業の実施により、中小企業においても、デジタル化から DX に向けての一步を踏み出す支援策（中小企業のデジタル化に有効な伴走型支援に関わる補助事業）の新設を要望

人材育成カテゴリ：③DX を牽引するリーダーの育成に関する要望

育成対象者：社会人

施策対象域：企業

3.7 地方における IT 企業の人材不足対策 **更新**

【要望の理由・背景】

地方の大学等において IT 人材育成の拡充が急務である。

【要望内容】

- ・ 地方の大学等における即戦力人材育成に向けて、地方の IT 企業が抱える課題等をテーマとした PBL（Project Based Learning）を大学等と IT 企業の連携で行い、PBL を行う大学等・企業に対して、助成金を支給する等インセンティブを与えることにより地域の活性化にもつなげるべき
- ・ 地方の大学等の卒業生と地方の IT 企業の就職マッチングの場や、I ターン、U ターン技術者と地方 IT 企業のマッチングの場の提供、地方の IT 企業への就職を支援する制度や仕組みを拡充すべき
- ・ データサイエンティスト等高度な技術を有する人材を育成するために、大学等の教育機関と連携して人材育成を行う IT 企業に助成金を支給し、人材育成に無理なく取組める環境を創出すべき

これらにより、地方の IT 企業の人材不足の解消はもちろん、東京一極に集中する地域格差の是正にもつながる。

人材育成カテゴリ：② 技術者の拡充に関する要望

育成対象者：大学生（特に地方の大学）

施策対象域：教育機関（大学）、企業

3.8 教育から高等教育の各段階で育成する資質の明示 **更新**

【要望の理由・背景】

文科省のリーフレット『GIGA スクール構想の実現へ』¹¹において「課題の設定⇒情報の収
取⇒整理分析⇒まとめ・表現」が探求の流れとして示されている。教育 DX 化の最終目標
として「課題設定できる人材育成」を据え、それを達成するための教育の必要性を提言する
必要があるが、いきなり小学校低学年の児童に「課題の設定」を求めることは難しく、まずは
キーボード入力の習得が必要である。初等教育から高等教育の各段階では、発達段階
（学年）に応じた明確な資質が求められる。

【要望内容】

初等教育から高等教育の各段階で育成する資質の明示

教育分野の DX は、学年別に育成すべき資質に対応した履修形態の創出と、それを実行
するための教材やソフト開発によって達成されるものである。このため、初等教育から高等教
育の各段階で育成する資質の明示が必要である。

2022 年度の IT 連盟政策要望「5.教育の DX 教育のデジタル化とデータ活用 3」にお
いて「GIGA スクール構想を一層拡大し推進していくこと」を政策要望として挙げているが、よ
り具体的な検討が必要と考える。

人材育成カテゴリ：①リテラシーに関する要望

育成対象者：小中高生、専門学校生、高専生、大学生

施策対象域：教育機関（小中高、専門学校、高専、大学）

3.9 教育現場の声を反映した教材開発やソフト開発の支援 **更新**

【要望の理由・背景】

- ・ 実際の教育現場で使いやすい教材を開発するためには、初等中等教育や高等学校で
効果的かつ実際の教育現場で使いやすい教材やソフトの開発をするには、官側の協力
（現場の教師の声やそれを集約する教育委員会の協力）が不可欠である。
- ・ 1 人 1 台のタブレットの普及により、学校教育現場には様々な企業から宣伝があるもの
の、個々の授業で何をどのように使ったら良いのか、助言を期待することはできない現状で

¹¹ 文部科学省「GIGA スクール構想の実現へ」：https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf

ある。

- ・ また、地方のデジタル系企業は中小企業が多く、大学や自治体では予算が削減されているのが現状である。

【要望内容】

産官学の連携における教材開発やソフト開発を促進・実現するための支援（助成金）

昨年度の政策要望では、産学連携の必要性とそのため支援要望を行ったが、引き続き、各地域のデジタル系企業、学校の教員、大学との産官学連携に基づく教育ソフト開発支援を求める。この連携により、地域活性化にも資するという副次的効果もある。特に複数の企業が参加し、企業同士の補完や協力関係が生まれると、地域のイノベーションも生まれるのではないかと。

人材育成カテゴリ：①リテラシーに関する要望

育成対象者：小中高生

施策対象域：教育機関（小中高、専門学校、高専、大学）、企業、自治体(産官学連携による教育ソフト開発)

3.10 オンライン教育の更なる推進（教育分野のデジタル化促進と「情報銀行」の連携）

更新

【要望の理由・背景】

- ・ Next コロナに備え、また特別な事情でより良い教育が受けられない子どもたちのため、教育分野のデジタル化の推進は必須。学習をサポートするITツール等の活用が進む中国その他の国々との教育環境の差は、日本の相対的国力の低下に繋がりがねない。
- ・ GIGA スクール構想の促進に伴って教育の多様性が生じ、様々な履修形態や個人の学習成果が創出されている。
- ・ GIGA スクール構想をより一層推進していくために、ICT 環境、教育コンテンツ、サポート体制等の整備が必要である。
- ・ 多様な履修履歴や学習成果等を可視化および価値化し、機微性の高い情報を安全に利活用する仕組みが必要である。
- ・ 学習データの保護と利活用について多方面の専門家を入れて調査研究した上で、教育分野のデジタル化を推進し、より高度な教育を実現する必要がある。

【要望内容】

JAPAN e-Portfolio の役割を「情報銀行」が担う形の検討

自分の意思に基づいて学習データを利活用するしくみとして、「情報銀行」等のデータ活用の仕組みを教育分野にも適用し、個々の子どもへの高度な学習支援・進路支援を実現することを検討いただきたい。

人材教育カテゴリ：③DXを牽引するリーダー育成に関する要望
育成対象者：小中高生
施策対象域：教育機関(少中高)

関連省庁：文部科学省、総務省

3.11 デジタル市民人材育成 **更新**

【要望の理由・背景】

背景)

- ・ GIGA スクール構想の実現が進み「1人1台端末」が普及する等、国民のICT環境は急速に整いつつある。併せて包括的データ戦略やデジタル田園都市国家構想等、政府の政策も着実に実行されている中で、デジタル社会の形成や社会DXは進捗している。
- ・ デジタル社会の形成において、データ資源の流通・利活用が必要不可欠であるが、とりわけ個人データについては漏洩や不適切利用等の事象から生活者の漠然とした不安が根強い。

課題)

- ・ プライバシー保護の意識付けと同時に「安全に個人データを活用すること、個人データを賢く利用すること」等を啓発することで、安全で発展的なデジタル社会を形成できる。

【要望内容】

1. 企業にも教育機関にも属さない「市民」へのデジタル教育を政策として強化（予算編成）
2. プライバシー保護や個人データ利活用に関する啓発を行うことで、国民の漠然とした不安意識を払拭し、ポジティブに情報技術や個人データを使える社会環境を構築

人材育成カテゴリ：①リテラシーに関する要望（国民全員のデジタルリテラシーなど）
育成対象者：社会人
施策対象域：図書館等公共施設

規制監督省庁：デジタル庁

3.12 国産言語を活用したプログラミング人材の育成 **更新**

【要望の理由・背景】

- ・ Ruby 言語の開発者である、まつもと ゆきひろ氏のような、世界標準のスキルを持った人材の育成が進んでいない。
- ・ プログラミング教育に関しては国産言語で最初の障壁を下げ、学ぶ意欲を醸成することが重要である。
- ・ Ruby は日本において作り出されたプログラミング言語としては初めて国際規格（JIS X3017）に認定された言語である。
- ・ IT 関連の技術の大半を海外由来のものに頼る中、開発者が身近な日本人であるということは、将来を担う子供たちのロールモデルにもなりやすく、興味を持てるのではないか。

【要望内容】

国産言語（Ruby 等）の採用

プログラミング学習に Ruby 言語を採用いただきたい。

人材育成カテゴリ：③DX を牽引するリーダー育成に関する要望

育成対象者：小中高生

施策対象域：教育機関(少中高)

4 地域・産業の DX 推進

4.1 製造系中小企業の DX を活用した生産性向上に向けて **更新**

【要望の理由・背景】

我が国の労働生産性は、現在 OECD 加盟国 37 ヶ国中 16 位と質・量的側面がかつての優位性は失われている。特に製造業では 0.3%の大企業の生産性は向上する一方（1996 年から 10 年間で +13.4%）、99.7%を占める中小企業は低下しており（同-3.2%）、我が国全体の底上げには約 25 万社の製造系中小企業の実績向上は喫緊の課題である。

中小企業の現場では、生産技術・設備等の競争力の源泉となる領域（競争領域）はカイゼンの積み上げにより磨き上げられ高度なレベルにあるが、これに対し販売・調達在庫管理・経理といった管理系業務（非競争領域）は、部分的な IT 活用（または手書き・Excel）に止まり、データ分析はもとより、全社データの一元化も出来ていない状況。ゆえ、勘・経験に頼る業務・経営が続いている。大企業が DX 化に向けて邁進する中、中小企業とは大きく異なる実情が浮かび上がる。

この流れでは日本の中小企業が完全に取り残される構図が見えており、いままで築いた生産品質の高さという砦も、企業自体が立ち行かなくなれば一瞬で消滅するリスクを秘めている。

ゆえ、中小企業の DX 化に向けて支援する事が重要となる。

【要望内容】

1. 国が中小企業の DX 化に向けた目標を公表し、経年でフォローアップを行っていく事を提案する。
2. 目標達成者にはインセンティブを、未達成者には改善に向けた施策を提案させ、その施策実施に向けた改善策に対しては 3/4 の補助を行う。
3. 自社がどの改善施策を選択するべきかに関しては、外部のコンサルティングサービス等が活用でき、経年施策と合わせて検討する支援が受けれる環境を作り、これに対しては 5 年間 100%補助を行うべきである。

規制監督省庁：経済産業省

4.2 IT 導入補助金によるクラウドの一層の普及促進 **更新**

【要望の理由・背景】

前回の政策要望※P58にて説明の通り。

追加として、ソフトウェアについては、デジタル化基盤導入枠であれば会計・決済・受発注・EC 等の指針がある。しかし、ハードウェアについてはどれを選んだらよいか特段の指針がなく、種類も多いため、中小企業にとって使いづらい／中小企業が使わないリスクを懸念する。

【要望内容】

補助対象期間延長だけでなく、中小企業のクラウド化そのものによりインセンティブを与えることを推奨したい。

1. IT 導入補助金のクラウドサービスの加点継続・拡大

現在、通常枠の限られた類型でのみ加点対象となっているため、他の類型やデジタル化基盤導入枠でも加点対象としていただきたい。既加点対象は継続いただきたい。

2. 導入可能なハードウェアの参考仕様の提示

クラウド利用を前提に、導入可能なハードウェアの参考仕様を示していただきたい。

規制監督省庁：経済産業省

4.3 地方 IT 企業によるカーボンニュートラルの実現への貢献

【要望の理由・背景】

現在 CO2 排出量の把握・報告は CO2 を大量に排出する大手企業のみ義務化されているが、2050 年カーボンニュートラル達成に向けてこれを中小企業まで拡大することが必要である。

中小企業が CO2 排出量削減に取り組むには、CO2 排出量を把握するためのシステムが必要だが、導入にはコスト面での課題がある。

中小企業が CO2 排出量削減に取り組むためには、CO2 排出量を把握するためのシステム作りに向けて地方 IT 企業が協力することが必要である。

【要望内容】

1. CO2 排出量を把握するためのシステム導入企業への助成制度
2. 消費者や企業が製品や中間財をカーボンニュートラルの観点から選択する際の参考となる表示の統一化と表示の基準づくり（カーボンフットプリント、エコリーフラベル等）

4.4 電子帳簿の要件緩和及び税務調査のデジタル化 **更新**

【要望の理由・背景】

前回の政策要望※P60 後、令和 5 年度税制改正にて改善策が示されたことを受け、要望内容を更新。

1. 電子帳簿保存法に関する課題：

(1) スキャン保存の課題：

課題①：電子取引保存と異なり、削除防止規定等の業務工夫によって要件を満たすことができず、システム対応が必要。

課題②：スキャン期限が最大で 2 か月と 7 営業日となっており、これを過ぎた領収書はスキャン保存できず紙から脱却できない。

(2) 電子取引保存の課題：

課題①：対象書類の範囲が広い。

課題②：令和 5 年度の税制改正の大綱に定められたとおり、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて、相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置が導入される。システム対応できなかった企業に猶予措置を講ずるのはやむを得ないが、その結果、電子保存義務化が形骸化し、どこまで対応必須なのか不明確となり、電子化が鈍化する懸念有。

2. 税務調査のデジタル化：対面に限定され、資料の送付も郵送か FAX のみ。問合せ先は代表電話番号のみ公表。

【要望内容】

1. 電子帳簿保存法に関する課題：電子取引の「スキャナ保存」「電子取引データ保存」の簡略化
 - ① スキャナ保存：システム導入・改修不要に（タイムスタンプ又は訂正削除履歴、検索要件、スキャナの性能等）。保存対象書類の削減を（重要書類[契約書、納品書、請求書、領収書]のみに限定）
 - ② 電子取引のデータ保存義務：猶予期間の延長を（紙取引に逆行する中小企業・個人事業主を減らすため、1-2 年の延長）。事務処理規程の撤廃・緩和を（規程整備義務を撤廃、ないしは大企業のみ要件に）。金融機関明細との紐づけ（データ保存容認）を。
2. 税務調査のデジタル化：極力オンライン化し、Web 会議、e-mail、クラウド等の活用

根拠法令：電子帳簿法施行規則第 2 条第 6 項第 2 号ロ、同条第 6 号、第 4 条第 1 項、同条第 3 号等の改正
規制監督省庁：国税庁

4.5 年末調整のデジタル化

【要望の理由・背景】

近年、税制の複雑化とともに、本来は確定申告の簡易版であるはずの年末調整の処理が、確定申告よりも複雑になる現象が発生している。この対応のため、民間、行政両側で多くのコストを費やしており、社会的に非効率となっている。『経済財政運営と改革の基本方針 2022』（2022 年 4 月 6 日）にも、「マイナポータルの利便性向上等、個人や法人の税務始め各種手続の負担軽減に向けた検討を進める」（P11）との大方針が明記されたところであり、その重要な 1 部品となりうる年末調整のデジタル化につき、積極的に進めていくべきである。

【要望内容】

年末調整のデジタル化

社会全体としての生産性を抜本的に向上させ、社会的コストの最小化を図るために、年末

調整は確定申告の「簡易版」であると明確に位置付け、年末調整業務の業務プロセスを根底から見直す「デジタル化の推進」を要望する。

4.6 インボイス制度について

【要望の理由・背景】

1. 付番の必要性：デジタルインボイスをやり取りするためには、ネットワーク上で事業者を識別するための体系化された番号が必要だが、現状、「登録のない」個人事業者については、その識別子として活用できる番号がない。適格請求書等保存方式における登録番号との「二重付番」や「同一番号の複数事業者に対する付番」を回避する観点から、登録番号を管理する国税庁が、「登録のない」個人事業者に対し、申請に基づき、法人番号（登録番号）体系の中で付番することを実現することが望ましい。
2. デジタルインボイス受信企業へのインセンティブ提供：IT 導入補助金による導入時の支援のみでは、システムとしての導入にはつながっても、それが必ずしも実際の活用にはつながらず、効果に限界がある。そこで、キャッシュレス・ポイント還元事業の学び（買い手にポイント還元というインセンティブを提供することによって、買い手から売り手に対し、キャッシュレス払いを受け付けるプレッシャーをかける効果があり、これがキャッシュレスの推進につながったと考える）を活かし、デジタルインボイスにおいてもデジタルインボイスを受信する側にインセンティブを提供する(例：仕入税額控除を1%上乘せできる等)ことにより、受領側からデジタルインボイスを積極的に活用しようという動きが生まれることが期待できる。仕入税額控除の上乗せは税収減につながる可能性があるが、デジタルインボイスの活用による社会的コストの削減を考えると、費用対効果として正当化できるのではないかと考える。

【要望内容】

1. 非登録事業者もデジタルデータで「区分記載請求書」を発行すべき
2. IT 導入補助金による一過性の支援ではなく、デジタルインボイスの受領に対するインセンティブの提供をすべき

4.7 レシートデータの電子化の推進

【要望の理由・背景】

フランスでは、環境保護の一環で電子レシートが一部義務化されている。レシートデータ(購買データ)はパーソナルデータとしての価値が高く、電子化が普及し、デジタルデータとして扱えるようになることで、そのデータを活用した新たなサービス・価値が生まれる。

国内のデータ流通・利活用の推進にも貢献する為、日本におけるレシートデータの電子化推進の検討が必要。

【要望内容】

レシートデータの電子化につき、義務化等を含めた議論を行い、電子レシート普及に向けて取り組んでいただきたい。

4.8 国民データの保守管理とその利活用

【要望の理由・背景】

医療 DX を始めとした社会のデジタル化に伴い、幅広いパーソナルデータの取得が見込まれる。（『経済財政運営と改革の基本方針』[2022年6月7日]）

取得されたパーソナルデータは利用価値が高く見込まれ、個人特定されない形で匿名加工の上、民間データと掛け合わせて利活用されることで、デジタルサービス創出や、公共・準公共サービスの個別化・高度化等の効果が期待できる。

一方、同データ加工技術はいまだ発展途上であり、生成データの利活用については解決すべき課題が多数存在する。

- 可逆性の技術検証に労力を要する。
- 既存の「匿名加工情報」や「仮名加工情報」の定義等では明確に区分しきれず、個人情報保護法に則った現状のデータ取扱いガイドラインに当てはめることが難しい（『プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0』¹²[2022年3月4日]）
- 生成データの品質や相応しい利用用途は議論の余地がある。

【要望内容】

やみくもにプライバシーの脅威を恐れるのではなく、正しい理解と利活用に向けた産官学の取り組み、社会受容とイノベーションの両立の仕組みの構築が必要。

1. 生成データの再現性やプライバシー侵害の可能性検証
2. その結果に応じたカテゴリー分け、用語の再定義・標準化
3. 受容に向けた社会的コンセンサスの醸成
4. 国としての実証プロジェクトの支援（上記検証や実用化）

¹² デジタル庁「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」：
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf

技術発展と社会受容の両方を進めることで、データが生む価値を最大限に生かすことが可能となり、国民がより高度なデジタルサービスの享受が可能になることを期待する。

4.9 公的統計の調査票情報の活用促進

【要望の理由・背景】

- ・ 公的統計において収集された調査票情報は、提供が認められる範囲が極めて限定されるとともに、手続に時間を要し、結果として許可される場合であっても、手続に膨大な時間と労力がかかるため調査票情報が十分に活用されておらず、異なる統計から得られたデータによる複合的な分析も出来ていない。
- ・ 公権力を用いて収集された公的統計の情報の提供に際しては、要件に照らし十分に審査を行うことは当然だが、一方で提供される情報や期間が十分でないため調査票情報が十分に活用されていない。
- ・ 現状把握のみならず、課題の発見と解決に繋がる分析のためには、ある程度高い粒度の地域、性別、年齢層、データ取得年月等を含むデータが必要である。一方で、個人情報も多く含まれることから、調査票情報の中から個人の特定につながるものを削除（仮名化）し、また、特定の集団や地域に対する差別や偏見を助長すること避けるため、そのような恐れがある部分を削除したものを、明確な要件の下、活用できるよう措置すべきである。
- ・ 必要に応じて関連規定を改定もしくは柔軟に運用し、公的統計の調査票情報の十分な活用を図ることが肝要。また、要件の明確化、柔軟な運用や手続の迅速化等による利用の促進は、各省庁による EBPM の推進に不可欠なデータの円滑な提供にも資する施策であり、早期の措置が求められる。

【要望内容】

公的統計により得られた貴重なデータを最大限活用するため、『統計法』¹³第 32 条、33 条及び 33 条の 2 に定める統計調査に係る調査票情報の提供につき、手続の迅速化と利用期間やデータ提供が認められる範囲の拡大を要望する。

根拠法令：統計法第 32 条、第 33 条及び第 33 条の 2、統計法施行規則第 8 条から第 11 条、調査票情報の提供に関するガイドライン 等

4.10 民間等電子基準点の公共測量における活用

【要望の理由・背景】

¹³ 統計法（平成十九年法律第五十三号）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC0000000053>

- ・ 国土地理院は、全国約 1,300 カ所の電子基準点を運用しており、その観測データは測量や地殻変動の監視、位置情報サービス等に活用されている。
- ・ 国土地理院は信頼性の高い測位サービスを安定的に利用できる環境の確保等を目的に、民間企業等の基準点の性能を評価し、級別に登録する民間等電子基準点の登録制度を 2020 年 4 月から開始した。
- ・ 全国各地に高密度に民間等電子基準点が配置され、利用者の利便性の向上やコスト削減が実現することにより、多様な分野にて基準点の活用が加速し、更なる国家のインフラ DX の推進が期待される。
- ・ しかし、現状、登録された民間等電子基準点は「ICT 施工」に利用可能であるが、『測量法』¹⁴で定める測量には利用できない。

【要望内容】

『測量法』で定める測量においても民間等電子基準点を利用可能とするため、測量法その他関係法令の改定等、必要な制度整備を要望する。

根拠法令：測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）作業規程 第三十三条

4.11 API 連携における自由なデータ流通の促進

【要望の理由・背景】

金融機関をはじめとする事業者のシステムの API 開放は、その利用者の利便性を飛躍的に高め、社会の DX 化の促進にとって極めて有益である。しかし、一部の事業者は自社の開放する API と連携する事業者に課金し利用料を徴収するところもあるため、スクレイピングが復活する等、意味のない状況も生まれている。英国等の海外では API への課金を原則禁止しているガイドラインを公表しているところもあることから、わが国でも API を開放する事業者による API 連携する事業者への課金を規制する必要がある。

【要望内容】

API 連携による自由なデータ流通を促進するため、API を開放する事業者による API 連携する事業者への課金に係る規制を要望する。

4.12 医療情報システム安全管理ガイドラインに準拠したシステム構築等のための財政的支援

¹⁴ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000188>

【要望の理由・背景】

近年、国民への良質な医療の提供や研究開発の加速と同時に、医師の働き方改革が進められていく中で、時間外労働の削減にも寄与するであろう、画像診断、問診、インフォームドコンセント、カルテの音声入力等、AI を利用した補助サービスがクラウド上で提供されつつあり、それらを活用した医療分野の DX が望まれるところである。

また、厚生労働省は、電子カルテを始めとした医療情報の流通・活用を目指し、その仕組みの検討が進められているところである。

そして、上記のような医療クラウドサービスの利用や電子カルテ情報の送受信は、厚生労働省『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』¹⁵および経済産業省・総務省『医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン』¹⁶（いわゆる 3 省 2 ガイドライン）に準拠したセキュアなネットワークサービスの導入・利用が前提である。しかしながら、価格が定められている診療報酬が主な収入であり、基本的には経費を価格に転嫁することができない保健医療機関にとって、ネットワーク費用の負担は大きく、その負担が医療情報の適切な流通・活用や AI 利用の阻害要因のひとつとなっている。

【要望内容】

医薬品の開発や医療用 AI の開発・活用、コホート研究の推進を目指し、医療情報を適切に流通・活用するため、医療機関によるセキュアなネットワークサービスの導入と継続的な利用のための費用助成

現状、医療情報化支援基金の枠組みで、厚生労働省が推進するオンライン資格確認システムの導入や電子カルテ標準化に係る費用の支援が実施・検討されているが、そういった支援のみならず、医療クラウドサービスや地域医療情報連携ネットワークへの接続のためのネットワークサービス導入・継続利用に係る費用の助成を要望したい。

4.13 調剤外部委託の完全実現及びネット医薬品販売に特化した業態の容認

【要望の理由・背景】

処方薬の服薬指導・調剤・販売を同一薬局の薬剤師のみに行わせる規制や、「1 日あたり処方箋 40 枚につき薬剤師 1 名」という配置規制は、薬剤師の「対物」から「対人」業務シフトを制約するため、こうした規制の改革が求められている。

¹⁵ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.2 版」(2022.3) : https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html

¹⁶ 経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」(2022.8.31) : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/teikyoujigyouyagl.html

薬剤の調製業務の外部委託解禁にあたり、厚労省は、対象業務は一包化のみ、委託先は同一都府県内等の多くの制約を示しているが、中小薬局の在庫管理適正化や業務効率の向上・調剤ミスの防止等のメリットを生かすためにはこうした制約を設けるべきではない。併せて、薬局 DX を妨げている対面販売・服薬指導を前提とした構造規制等を改めることで、薬局 DX を妨げる要因を取り除き、オンライン完結できる仕組みを導入すべきである。

【要望内容】

1. 調剤調製業務外部委託の実現：対象業務の過度な制約及び地域制限の撤廃
2. 「処方箋 40 枚／日につき薬剤師 1 名」という配置規制の撤廃
3. オンラインに特化した業態の容認：対面機能を持たない薬局・店舗の容認
薬局における調剤室・待合室基準の緩和、店舗における医薬品陳列ルールの緩和、保険薬局における「公道に面する」規制の緩和営業時間の義務付け（週 30 時間以上）や実店舗内での薬剤師配置等（相談応需・医薬品の情報提供等）の撤廃

根拠法令：薬機法施行規則 11 条の 8 等、薬局等構造設備規則・第 1 条第 1 項・第 10 項、第 2 条第 1 項・第 10,11,12 項、薬機法第 25 条、第 36 条 10

4.14 マイナンバーのグループ会社間共有及び利活用

【要望の理由・背景】

個人情報保護法が要配慮個人情報を含む個人情報について、本人同意を前提に第三者提供を認める一方、特定個人情報（マイナンバー）については、本人の同意があっても番号法第 19 条各号が特に認める場合を除き、第三者提供を禁止している。

その結果、銀行・証券・生命保険等の金融機関において、同一グループ内であっても、サービスの利用に当たって金融機関毎に個別にマイナンバーの取得が必要となっている。法令によりサービスの利用に当たってはマイナンバーの取得が金融機関に義務付けられているため、利用者がサービスを利用する上でマイナンバーは必然的に登録されるにもかかわらず、金融機関毎に利用者がその都度マイナンバーの登録手続を行うことは、利用者利便を著しく阻害し、事業者にも大きな負担となっている。

2021 年成立『預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律』¹⁷により、銀行口座への付番が促進された。銀行からグループ内の他金融機関への提供が可能となれば証券会社等の付番も進むものとする。また、各種行政手続きや国

¹⁷ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503AC0000000039_20240518_000000000000000

家免許制度においてもマイナンバーの利活用促進が検討されており、これらの改革のなかでグループ会社間共有に係る議論も進めていただきたい。

【要望内容】

法令でマイナンバーの取得が義務付けられているサービスにつき、利用者の同意の下、グループ企業間等における顧客のマイナンバー共有の容認を求めたい。

1. 特定個人情報につき、約款やプライバシーポリシーにおける包括的な同意とは別に、提供の都度、個別に利用者の同意を取得することを前提に、グループ企業間におけるマイナンバーの第三者提供を可能にすべき
2. デジタル改革関連法の成立で実現した第三者提供禁止の例外をさらに進め、本人の個別の同意があれば、グループ企業間等における役員・従業員のマイナンバーの共有を可能にすべき

根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、個人情報保護法

4.15 公的給付のデジタル払いの実現 **更新**

【要望の理由・背景】

2020年に政府が新型コロナ対策として銀行口座への振込で支給した特別定額給付金10万円のうち、利用されたのは6%~27%だった（株式会社マネーフォワード発表）。資金移動業アカウントは、支払いや送金といった為替取引のために使われるものであり、決済スピードが速く接触を避けられるといった理由から、利用率が伸びている（ニッセイ基礎研究所レポート）。公的給付の資金移動アカウントでの受取は、消費を促し、経済対策をより効果的に実現することができる。多くの地方公共団体では、資金移動業者と提携した地域振興策（例：買物額の20%還元等）を実施しているところ、地域振興策へのアクセスが一層簡単になる。預貯金口座からのチャージ不要で資金移動業アカウントを利用できることは利用者利便に資する。また、政府が目指すキャッシュレス化推進を後押しすることにもつながる。

【要望内容】

マイナポータルでの公金受取用口座登録先に係る資金移動事業者アカウントの容認

「公的給付の支給等の陣俗かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が2022年5月12日に成立した。これにより、マイナポータルに任意に口座情報を登録することで、公的給付を迅速かつ確実に受け取ることができるようになる。それ自体は望ましいこ

とであるが、公的給付をより有意義なものとし、また、国民の選択肢を広げるため、資金移動業者のアカウントも、マイナポータルへの登録を可能とし、公的給付の受取先にできるようにするべきである。

根拠法令：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条、第3条

規制監督省庁：デジタル庁

4.16 公共調達におけるスタートアップ支援

【要望の理由・背景】

現在、公共調達においてベンダーロックインがかなり進行しており、中小のソフトウェアベンダーやベンチャー企業の新規参入の障壁となっている。

行政機関は市場にどんなサービスを提供しているベンダーがいるのか限定的な情報しか有していないため、大手 IT ベンダーに依存し、より良いサービス導入の機会損失が発生している。また、IT サービス事業者は、行政機関のサービスニーズが不透明で営業コストが高いため、特定の IT ベンダーしか入札に参加していない。

さらに、調達の手続だけでも通常 3 ヶ月以上かかることから、行政機関は手続に慣れているベンダーに依存しやすい。結果的に、参入コストが高く、既存の調達プロセスに慣れている大手 IT ベンダーが調達上有利となっている。

【要望内容】

デジタルマーケットプレイス（DMP）は英国で実際に導入され、中小ソフトウェアベンダーの参入を飛躍的に高めることが出来た実績がある。公共調達における DMP の早期導入は不可欠であり、これがスタートアップ企業への大きな支援となるが、政府には以下をお願いしたい。

1. 会計法令、国際調達ルール（WTO）との整理
2. 調達資格の整理（国と自治体でバラバラになっている調達資格の共通化）
3. 登録サービスのセキュリティ確保（ISMAP 等登録サービスのセキュリティ基準の設定）等、DMP の早期導入にむけた取組みを積極的に推進

4.17 観光 DX の推進

【要望の理由・背景】

with コロナを見据えた日本の観光需要の回復のためには、観光業界全体で DX 化を進め、インバウンドの受入体制を整備することが急務である。

訪日外国人数は 2022 年 8 月時点で約 17 万人。コロナ前の 2019 年 8 月の 252 万人に戻ると仮定すると約 15 倍の成長ポテンシャルがある。

一方で、観光業界においては、地方の中小・小規模ホテル、旅館を中心に集客悪化や雇用不足に苦しむ状況が続いている。『人手不足に対する企業の動向調査』¹⁸（2022 年 7 月）によると正社員の人手不足割合は「旅館・ホテル」が 66.7%で業界内トップとなっている。

集客悪化や雇用不足の改善のためにも DX 化が望まれるが、収益悪化により、DX 化はもとより、旅行オンラインサイト(OTA)への掲載すらままならない状況が多い。

また、現状の中小企業・小規模事業者が活用する補助金については、申請内容の不備等を要因とし、採択率が低い事案も確認される。

【要望内容】

1. インバウンドの受入体制整備に向け、デジタル化ツール（PMS の導入による業務効率化や チェックインの自動化やキャッシュレス化、入場チケットの電子化、事前予約等による待ち時間の削減等）導入のための支援拡大を要望
2. 中小企業・小規模事業者が活用する補助金における手続きの簡素化（経営体力が十分でない、規模の小さい会社につき、申請及び採択のハードルを下げること）を要望

4.18 観光業界の DX 推進：スマートシティによる地方創生

【要望の理由・背景】

コロナ禍にて、観光業界はかつてない危機的な状況。一方で海外のアンケートを見ると、アフターコロナに訪問したい国で日本はトップであり、コロナ禍終息後には再び多くの外国人旅行者の来日が見込まれる。

外国人旅行者数 2030 年 6,000 万人と政府が掲げる目標を達成するため、受入環境整備に取り組む自治体等や、積極的な投資をして反転攻勢に出ようとしているやる気のある宿泊施設等に対し、観光庁は『既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業』（予算 550 億円）等で DX 化やハード面での支援策を実施している。

コロナ禍によりテレワークをするためのシステム整備と就業規則等が整備され、オフィスに行かず、どこにいても働けることが当たり前になった。企業でも多様な人材の確保という経営戦略の観点や働き方改革による生産性の向上を目的に導入が増えている。

¹⁸ 帝国バンク「人手不足に対する企業の動向調査」(2022.7) : <https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220812.pdf>

コロナ禍前に問題となったオーバーツーリズムを起こさないよう、観光地側で「来てほしい」人を明確にイメージし、彼らを中心に誘致していくことが重要。デジタル上で顧客の顔を「見える化」し、来て欲しい人だけにマーケティングを行い、こうして来人が意識や行動に一定の責任を持ってもらうことで、一緒により良い観光地を作ろうという動きが、アフターコロナ時代の観光を促進していく解となる。

これを支えるのが MaaS であり、「情報銀行」であり、都市 OS であり、スマートシティの役割であると考えられ、観光業界の DX 推進が必要不可欠である。

【要望内容】

1. 自治体等での観光データプラットフォームの導入推進：自治体等が正しい情報に基づき戦略策定する為に観光データプラットフォーム構築を推進
2. ワークーションによる地域活性化：ワークーションや2拠点居住（主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方）等に対応する新たな商品開発やサービス構築を促進

4.19 デジタルプラットフォームにおける不正情報共有のための取組の推進

【要望の理由・背景】

デジタルプラットフォーム（DPF）各社は不正利用への取組みを進めているが、一社がアカウント停止等の措置を講じても他の DPF に逃げこまれ、同一の者による被害が継続。業界横断的な取組みが求められるが、個人情報保護法による制約や各社の利用規約の違い等により、民間企業間において不正利用者の情報を共有することが極めて困難である。従って、国が中心となり、不正利用者の個人情報共有が可能である旨をその要件とともに明確化する必要がある。これは AML/CFT 対策強化にも貢献する。

『取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律』¹⁹に基づく取引デジタルプラットフォーム官民協議会においては、個別事案への対応方法等について話し合われているものの、具体的な情報共有や一元管理のシステム構築については議論されていない状況である。

【要望内容】

国内のすべての DPF から迅速かつ効果的な形で不正利用者を排除するため、国が中心となり、

¹⁹ 消費者庁「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」（令和三年法律第三十二号）：

「https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/digital_platform/

1. 不正利用に関する情報、とりわけ不正利用者の個人情報共有するための要件を明確化すべき
2. DPF 運営事業者が連携して不正利用者に関する情報を共有・一元管理することのできるデータベース構築を要望

関連法令：取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律、同法ガイドライン、個人情報保護法

4.20 クラウドゲーミングサービスの開発支援

【要望の理由・背景】

- ・ 5G（第5世代移動通信システム）の普及を見据えてクラウドゲームサービスの提供が始まっており、Google や Amazon、Microsoft 等が実施している。今後、様々な切り口のクラウドゲームが誕生し、デバイス（PC、スマートフォン、テレビ、家庭用ゲーム機等）にとらわれないビジネスが普及する事で、ゲーム産業の大きな成長が期待できる。2021年のスマートフォンゲームの世界市場規模は9兆1,697億円（前年比118.7%、ファミ通モバイルゲーム白書2022／調査：角川アスキー総合研究所）と、成長を続けている。
- ・ 約1年間で2兆円規模の成長が見られているが、一方では、ヒット創出の難易度は高まっているとされており、ここ数年で市場全体が急速に成熟し始めている。
- ・ この10～20%前後のゲーム業界の成長を持続させる為にも、クラウドゲーミングサービスの早期展開が必要不可欠である。クラウドゲームの普及により、更に20%～30%（2,000億円～3,000億円）の伸びが期待できる。

【要望内容】

日本発のグローバルで新しいクラウドゲームサービスを立ち上げるためには、パブリッククラウド等のデータセンターやサーバーの費用への支援が必要

大手に限らず、中小企業であっても参入可能な市場であり、コンピュータソフトウェア倫理機構(EOCS)の加盟会社も参入を予定している。クラウドゲームサービス立ち上げに関する初期費用は、3,500万円、更にサービス継続のためサーバー等の維持費が発生する。

必要予算：総額3億5,000万円（3,500万円×10社）

4.21 VRソフトウェアの開発支援

【要望の理由・背景】

- ・ リサーチ会社の IDC が、2020 年～2024 年の 4 年間に於ける AR/VR 市場の予測を公表。市場規模は、2020 年の 120 億ドル（約 1 兆 2,440 億円）に対し、2024 年は 728 億ドル（約 7 兆 5,465 億円）となった。同期間の年平均成長率は 54%を見込んでいる。
- ・ VR ソフトウェアを使用するだけでも高スペックな PC が必要だが、VR のソフトウェアを開発する為には更に高性能な PC が必要になる。この VR という最新技術について、開発環境の整備、技術者の育成が急務となっている。

【要望内容】

VR のような最新のプログラム技術の開発や習得を支援する仕組み及び助成金

必要予算： 総額 7 億円（7,000 万円×10 社）

4.22 海外向け販売の支援

【要望の理由・背景】

『2021 CESA ゲーム白書』において、2020 年度の日本国内の家庭用ゲーム機のソフトウェアの市場規模は 1,906 億円（前年比 115.0%）とされている。また、海外の市場規模は 1 兆 4,940 億円（98.7%）と 8 倍の規模になっている。海外販売の拡充にこそ、ゲーム業界成長の鍵がある。海外販売が増加する事によって、国内の市場規模の 2 倍、約 3,800 億円の成長が期待できる。

【要望内容】

日本のソフトウェアを世界に販売する為の支援

（翻訳費用の助成や、海外向け販売プラットフォームの構築費用等）

必要予算： 総額 120 億円（500 万円×2,400 タイトル）

4.23 NFT・暗号資産・ブロックチェーンに係る法規制整備及び税制改正

【要望の理由・背景】

政府の骨太の方針や新しい資本主義グランドデザインでは、Web3.0 や NFT の推進に向けた環境整備の検討を進めることが明記されており、同分野は成長戦略の柱のひとつとして注目されている。しかし、現時点では以下の制約がある。

- ・ 銀行口座 開設不可：暗号資産交換業に用いる目的の場合、普通口座の開設すら断られる。
- ・ 日本での上場不可：資金調達手段が限定されている。
- ・ 最大税率 55%：総合課税（最大税率 55%）で損失繰越もできず、投資が活性化しない。
- ・ 規制やガイドラインが不明確：従来のオンラインゲームよりも金銭との関わりが複雑化、事業者が抱えるリスクが大きい。
- ・ 過剰な AML 規制：日本発信の新規ビジネスを阻害する要因に。

【要望内容】

Web3.0 起爆剤としての NFT ビジネス発展に向け、税制改正及び利用者・発行者の権利を十分に保護した環境整備を 要望したい。

1. 総合課税(最大税率 55%)から分離課税(税率 20%)にし、損失繰越を容認：暗号資産投資家の大部分は確定申告をしていない(≒納税していない)。これが可能となれば確定申告が促進され、税収は 1.5 倍となる。
2. NFT 付与時の景品類の上限に関する基準、賭博罪に該当しない場合の明確化
【景表法】二次流通価格を景品類の取引の価額とみなす場合、付与可能な NFT の設計が困難なため
【賭博罪】P2E ゲームでは NFT 二次流通が前提。従来のオンラインゲームよりも賭博罪の検討が難しくなるため
3. P2E ゲームのトークン審査基準簡素化、メタバース上の土地の NFT に関するルールの明確化
【資金決済法】P2E ゲームではトークン発行のガバナンスと実需を担保したゲーム設計が可能
【金商法】メタバース等の土地 NFT 所有により権利や利益を受ける場合、金商法に違反しないケースを明確化
4. 権利関係や取扱いに関するガイドラインの整備：NFT が標章する権利関係の表示およびメタバース上の NFT に関する権利関係のガイドライン、海外で発行され日本で保有可能な越境型 NFT の取り扱いに関する注意喚起等の整備
5. NFT 取引に対する過度な AML 規制の見直し

関連法令：景品表示法、資金決済法、金融商品取引法

4.24 ラストワンマイルにおける自家用車運送の実現 **更新**

【要望の理由・背景】

前回の政策要望※1P80にて説明の通り。

新型コロナの感染拡大直後より配送需要が急激に高まり、現在もドライバー不足や配送遅延等の問題が発生している。また、現在、食料品、日用品、医薬品などを注文してから30分以内で届けるクイックコマース・ローカルコマースのサービスが台頭している。買い物弱者、新型コロナ等の有事対応、社会的課題の解決にも資するサービスだが、近距離配送は収益性の観点から既存の配送業者の参入が見込めないという問題も生じている。

本要望は、規制改革推進会議にて議論され、2022年6月の『規制改革実施計画』を経て、同10月から、軽乗用車に限ってはありますが、構造変更せずに、貨物軽自動車運送事業に用いることが可能となる※。しかし、同事業届のオンライン化は2025年度目途とされており、届出やナンバープレート変更の手続きに要する時間がドライバーの就業意欲をそぐことが懸念される。

【要望内容】

貨物軽自動車運送事業規制の迅速な合理化

軽貨物事業届出のオンライン化は2025年度目途とされているが、より迅速な完全オンライン化を求めたい。

郵送でナンバープレートの変更を可能にすることを認めていただきたい。

また、軽乗用車の実績を踏まえ、たとえば通知施行後3年を目途に、普通乗用車による貨物運送に関する議論を始めていただきたい。

根拠法令：一般貨物自動車運送事業の許可要件緩和、道路運送法の特例の設定等
規制監督省庁：国土交通省

4.25 不動産 DX の推進

【要望の理由・背景】

不動産業界は約2,600兆円の巨大な資産が存在する一方で、遊休不動産の増加や空き家問題（2033年頃には、全住宅の3戸に1戸が空き家になる予測）等、資産の非流動性の解消が業界として大きな課題である。

不動産のDX化、スマートビルディング等により不動産価値が向上することで、不動産資産の流動化が促進され、更なる市場規模の拡大が期待できる。

不動産オーナー側でテナント物件に DX サービスの付加を進めることで、入居するテナント側（小売、飲食業界等）も DX サービスのメリットを享受することができ、他業界の DX 化にも貢献できると考える。

不動産業界は、売上高に対する IT 投資予算比率が他業界と比較して低く（不動産業界:1.6% 業界平均:2.5%）、DX や最先端テクノロジーの導入が進んでいないため、経済的な援助を図ることが、市場規模拡大や日本経済の活性化にもつながる。

【要望内容】

不動産の DX 化、スマートビルディング化を促進するため、不動産オーナーが所有している不動産において、AI を活用した DX 化（センサー情報や画像データに対して AI 分析を実施し、ファシリティを最適化する[社会稼働率を最大化する]サービスの導入、POC 等）を進めるための支援

4.26 レインズへのアクセス権の拡大等による不動産市場の透明性向上

【要望の理由・背景】

レインズ(REINS : Real Estate Information Network Systems)²⁰は、法令上に位置付けられた不動産物件情報に関するデータベースであり、そのデータは公共財的性質を有しているが、その運営には問題がある。

- ・ レインズへのアクセス権者が不動産仲介業者に限定、かつ、仲介契約の形態を通知・登録義務の対象外である一般媒介契約に切り替えれば登録義務の範囲から恣意的に除外することも可能。このように、他のデータとの照合可能性に乏しい上に網羅性に乏しい仕組みであることが、一部の不動産仲介業者による「おとり広告」や優良物件の「囲い込み」と呼ばれる不公正な慣行の温床と指摘されている。
- ・ 成約価格情報の公開内容・範囲はともに不十分。成約価格情報は物件の売出し価格の設定を行う上での重要な基礎であるが、情動的劣位の立場にある売主が価格設定に際し不動産仲介業者に対抗することが困難。市場における価格相場の不安定性や不透明性といった問題にもつながっているものと考えられる。

データのオープン化の促進、データの網羅性・正確性の向上を図ることにより、不公正な慣行の排除や不動産仲介業者への過度な情報の偏在の解消、不動産の流通の一層の円滑化

²⁰ レインズ : <https://system.reins.jp/>

を通じた大都市一極集中や空き家問題の改善、ひいては市場の安定性・透明性の向上につながる。

【要望内容】

1. アクセス権の拡大：守秘義務を課した上で民間ポータル事業者等の不動産仲介業者以外にもアクセスを拡大、公開可能情報については一般消費者による検索等の利用を許可
2. 登録の徹底及び義務範囲の拡大：不動産 ID やベースレジストリとの照合による未登録物件の発見等により登録義務の遵守を徹底。一般媒介契約について登録負担軽減のための措置を講じつつ登録を義務化
3. 成約価格情報の開放・内容の充実：レインズマーケットインフォメーションにおける成約価格情報につき、価格モデル構築を目的としたデータの利用許可・データセットの提供・公開項目の充実・地域マッチの細分化

根拠法令：宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 34 条の 2 第 5 項及び第 6 項（指定流通機構への登録義務）、第 50 条の 5（指定流通機構の登録業務規程の認可）、第 50 条の 7（件数等の公表）、第 50 条の 9（目的外利用の禁止）

5 ダイバーシティ社会の実現

5.1 全てのワーキング世代に対するベビーシッター制度の利用促進

【要望の理由・背景】

現在のベビーシッター補助券制度はフリーランスや農林水産従事者等が利用できないため、すべてのワーキング世代を支援する制度としていただきたい。また、電子化されて以降むしろ利用方法が複雑になり一層手間暇がかかっている状態はデジタル化の目的と反しており、早急に一層利用者目線で利便性を向上させる必要があると考える。

【要望内容】

すべてのワーキング世代を対象に利用補助制度が使えるようにすること、また補助券利用システムの不具合によって生じている不要な業務をなくせるように、システム改修並びに API 連携を進め、ベビーシッター予約システムと補助券利用手続きを連動させることにより、抜本的に利便性を高めることを要望

5.2 オンライン・インターネット投票の実現

【要望の理由・背景】

多様な働き方の進展、過疎化・高齢化、生活様式の多様化により、特定の日に特定の場所において投票するという原則が、多くの有権者にとって不便な状況を生んでいる。NHKによる国政選挙の投票率分析²¹によると、70歳代でピークを迎え、80歳以上では顕著に下がる。これは投票所へのアクセスの困難さが原因と考えられる。その他にも、新型コロナウイルス感染等による隔離者、現行制度においてすでに郵便等投票の対象となっている身体障害者等、投票所へのアクセスが難しい者が多数存在する。

これらの有権者が希望すれば確実かつ簡便に投票することができるよう措置することは、即ち日本国憲法で保障された参政権行使のための手段の担保に他ならず、早期実現に向けた具体的検討に入るべきである。

【要望内容】

オンライン又はインターネット投票の実施に向けた実務的な検討

デジタル技術を活かした有権者の投票環境の向上及び選挙実務担当者の事務負担軽減のため、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用も視野に入れた、オンライン又はインターネット投票の実施に向けた実務的な検討を早期に開始し、可能な規模・方法により、速やかに導入を進めるべきである。

選挙制度は公職選挙法はじめ法令により全国共通の規律が多いこと等に鑑み、全国の自治体が共通して利用できるクラウド型の基盤システムや選挙のための汎用アプリを国自らが開発・管理・運用することも視野に入れた検討を進めるべきである。それにより、最新技術の採用、随時アップデートやセキュリティリスクへの即応が可能となる。セキュリティの確保、投票の秘密・自主性の担保、事後検証を含む信頼性担保のため、使用できる端末仕様要件の設定、マイナンバーカードによる本人確認の徹底、病院や高齢者施設からのVPN等による安全な接続環境の確保等、万全の対策を実施すべきである。

根拠法令：公職選挙法第44条、第48条の2、第49条、第49条の2等

5.3 時間と切り離れた働き方・副業を可能とすることによる労働生産性の向上

【要望の理由・背景】

企業が副業・兼業を望む者を雇用する場合には使用者として労働時間の管理や割増賃金の支払い等の義務が発生する一方で、業務委託等の形式をとればそれらの義務が発生せず、企業は後者を選択するという制度的バイアスが発生。その結果、労働者は副業・兼業先

²¹ NHKによる国政選挙の投票率分析：<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/shugjiin/2021/turnout/>

において不安定な立場に置かれがちであり、企業も当該労働者の中長期的コミットメント確保が困難となっている。

現行の労働法制は、副業・兼業のように複数の事業場に雇用される場合を必ずしも前提としておらず、新たな制度的類型の創設も含めた検討を行うべき。具体的には、副業・兼業元及び副業・兼業先の企業がそれぞれ独立して労働管理等を行う仕組みを導入すべきである。例えば、労働者から特別の申出がある場合等には、労働時間の合算義務を免除したり割増賃金の支払いからのオプトアウトを可能とする仕組みを導入する等、柔軟な制度の選択を可能とすることが適当。

これらの改革による上述の制度的バイアスの解消等により、副業・兼業を行う労働者が余すところなくポテンシャルを発揮することが可能となり、労働市場全体の生産性向上、我が国の潜在成長率の押し上げにつながる事が可能となるものと考えられる。

【要望内容】

副業・兼業制度につき、副業・兼業先に雇用されるか業務委託等であるかによって労働時間管理・賃金の支払い等に著しい相違が生じないよう、両者のイコールフットイングを要望

具体的には、例えば、副業・兼業先に雇用される場合であっても、労働者からの特別な申出がある場合等には、副業・兼業先との労働時間の合算義務を免除したり割増賃金の支払いからのオプトアウトを可能とする等、柔軟な制度の選択を可能とすべきである。

根拠法令：労働基準法第38条第1項

厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成三十年一月策定、令和二年九月改定）

5.4 女性デジタル人材育成・多様な働き方の推進

【要望の理由・背景】

地方自治体・企業ではDX化の推進が求められる一方で、デジタル人材の不足が課題となっており、政府は『女性デジタル人材育成プラン』²²を策定する等、デジタル人材の育成を推進している。

リカレント教育や再就職を目指した教育プログラムを受講した方の中には、事情により一定期間、離職していた方も多く、初めからフルタイムで働くことが困難な場合があるが、そのような方

²² 男女共同参画局「女性デジタル人材育成プラン」(2022.4.26) : <https://www.gender.go.jp/policy/digital/index.html>

も教育プログラムで学んだ知識を組織の中で就業しながら実践していただくことで、自治体・企業の DX 化を進める実践力としてのデジタル人材になっていただくことが望ましい。
また、就業意志はあるものの、育児、障がい、闘病等の事情でフルタイムで働くことが困難な、地域に眠っている人材は多く、企業のダイバーシティの推進も課題となっている。

【要望内容】

『女性デジタル人材育成プラン』によりデジタルスキルを身につけた女性を、DX 人材として、IT ツールやテレワーク等の活用により、週 20 時間未満の超短時間から雇用する自治体・企業での実証費用等への助成拡充を要望

子育て、育児、障がい、闘病等何らかの事情で長時間働くことが難しい方を週 20 時間未満の超短時間から積極雇用する等、多様な働き方を推進している自治体・企業を認定する制度を設けるべきである。

5.5 デジタルが生み出す「職」で障がい者の所得向上と社会参画

【要望の理由・背景】

- IT はデータが基盤であり、データ収集は PC、スマホがツールとなることが多く、障がい者の活躍が期待できる業務が多い。
- 仕事の内容に目を向ければ、障がい者向けに出されている役務に多く見られるものは限定的で低単価である。
- IT 業界では、データ収集等の高単価が見込める役務が創出できる。
- しかし、就労継続支援事業所(とくに B 型) では、職員の IT リテラシーのレベルが伴わず、障がい者に提案できる機会創出が生れないことが多い。

【要望内容】

1. 就労継続支援事業所(A 型、B 型) に IT 分野の仕事を増やすための仕組みを要望
 - 就労継続支援事業所の職員が障がい者に向けた IT 分野の仕事情報を得られる機会の創出
 - マッチングシステムのデジタル化推進
2. 中小企業において、就労継続支援事業所に通う障がい者に向けた業務を創出した際に直接雇用に準ずる補助または税制優遇を要望

5.6 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進への財政的支援

【要望の理由・背景】

2022年5月に施行された『障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律』²³では、障がい者による情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとの考え方の下、各種の基本的支援策が定められているところである。また、同法では、基本的理念の一つとして高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用等が謳われ、障がい者による情報取得に資する機器等の開発・提供に対する国や地方公共団体による助成が支援策に挙げられている。

これまでも、例えば AI を活用した手話動作のテキスト変換サービス等、産学連携等を通じて様々なコミュニケーション機器・サービスが開発されており、障がい者団体等からも多くの期待が寄せられている一方、それらの開発・提供には多額の費用が必要であることも少なくない。そのような障がい者と健常者の隔たりをなくすための機器やサービスを、全ての障がい者が享受できるよう、具体的支援策の早期策定・実行が求められるところである。

【要望内容】

円滑なコミュニケーションに資する機器やサービスを広く普及・活用可能とすべく、国による費用助成施策の早期策定・実行を要望

AI を活用した手話動作のテキスト変換サービスを例にとれば、その提供にかかる費用として、提供に伴うサービス基盤およびユーザーインターフェースの拡張等のシステム費用、手話動画データ等の個人情報の厳重な管理にかかるデータ管理費用、および人件費が挙げられる。さらに、様々な現場での実装や更なる技術開発・機能向上に向けた実証実験、およびその結果を踏まえた更なる開発についても、多くの費用がかかることが考えられる。

については、上記のような、障がい者による情報の取得利用・意思疎通の円滑化に寄与する機器・サービスについて、その高度な公益性を勘案し、当事者や関連する障がい者団体、機器・サービス提供者等のステークホルダーの意見を聴取しながら、国による具体的かつ十分な費用助成施策の早期策定と実行を要望したい。

²³ 内閣府「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号）：

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku.html>